

タイトル	佐々木仁三郎「北海道炭鉱汽船株式会社職員組合労働運動史」（六）北海道石炭鉱業労働運動史料監修
著者	大場，四千男；OBA, Yoshi
引用	北海学園大学学園論集(145)：141-188
発行日	2010-09-25

佐々木仁三郎「北海道炭鉱汽船株式会社 職員組合労働運動史」(六)

北海道石炭鉱業労働運動史料監修 大 場 四 千 男

目 次

- 第一編 復興期北炭職員組合の運動
 - 一章 敗戦の混乱と民主化の高まり
 - 二章 労働運動の高揚と闘い
 - 三章 はじめての労働協約の闘いと民主化運動
 - 四章 GHQ の石炭増産対策と賃金闘争
 - 五章 朝鮮戦争とレッドパージ
 - 六章 サンフランシスコ条約と企業整備反対運動
 - 七章 エネルギー革命と高炭価問題 (139 号(-))
- 第二編 石炭鉱業確立期北炭職員組合の運動
 - 一章 総資本対総労働の対立
 - 二章 北炭の三鉱分離反対闘争
 - 三章 闘争の収拾と新しい労使関係の形成
- 第三編 高度経済成長期北炭職員組合の運動
 - 一章 貿易・資本自由化とエネルギーの消費者選択自由制
 - 二章 石炭政策と石炭政策転換闘争 (140 号(=))
- 第四編 高度経済成長後期北炭職員組合の運動
 - 一章 石炭政策第一次, 第二次と北炭
 - 二章 石炭政策第三次と北炭
 - 三章 石炭政策第四次と北炭 (142 号(=))

第五編 転換前期北炭職員組合の運動

一章 長期計画と石炭政策転換

二章 炭鉱実態調査委員会の活動と閉山 (143号四)

第六編 転換後期北炭職員組合の運動

一章 第一次石油危機と石炭鉱業の復活

二章 北炭のスクラップアンドビルド

第七編 転換後期北炭職員組合の運動

一章 第一次石油危機と石炭鉱業の復活

1 夕張新炭鉱の開発に着手

2 塚田庄平氏知事選挙に再度立起

3 会社機構改革北海道支社を廃止

4 北炭安定に関する意見を提言

5 出炭奨励給の設定

6 退職手当闘争会社逡減案を撤回

7 第12回衆議院選挙の闘い

二章 北炭のスクラップアンドビルド

1 赤間炭鉱閉山に伴う空知炭鉱への集約

2 退職手当に逡減制を導入

3 夕張炭鉱第一坑及び平和炭鉱の夕張新炭鉱への移行

4 夕張炭鉱第一坑の終掘とその後の経過

5 万字炭鉱への友情応援

6 第二次長期計画達成協力金

7 通産省より災害頻発に対し警告を受ける

8 北海道石炭連絡会議、東京で「石炭危機突破中央大会」を開催

9 夕張・平和支部の統合 (144号五)

三章 災害と北炭再建策

1 万字炭鉱閉山反対闘争

2 経営危機突破のための緊急措置

3 平和炭鉱閉山と夕張新炭鉱への移行

4 撤収及び密閉作業

5 夕張新炭鉱ガス突出災害

6 昭和50年11月幌内炭鉱ガス爆発

- 7 保安対策について申入れ
- 8 遺体収容と生産再開
- 9 保安に関する覚書の改訂
- 10 幌内炭鉱復旧並びに北炭再建問題
- 11 北炭の対応
- 12 幌内再建問題で労使が国会に招かれる
- 13 夕張新第二炭鉱閉山
- 14 政府見解
- 15 夕張新第二炭鉱閉山妥結後の経過
- 16 見直し再建計画
- 17 修正見直し再建計画
- 18 化成工業所閉鎖
- 19 分社に伴う社員の人員合理化
- 20 北炭職員組合の解散と協議会の発足

三章 災害と北炭再建策

1 万字炭鉱閉山反対闘争

1. 本層採掘に着手

49年2月人車事故により大惨事を引き起し更に炭山祭りの12日坑口より約60mの地点で電車のトロリー線の漏電による坑内火災が発生、ヤマは暗いムードに包まれ、又主力の上層炭ロングは夕張からの応援により一応整備はされたが10片11片と深部移行に伴い、ガス、磐圧が増し断層が介在するという保安上悪条件が加わった。この様な状態の中で6月開催した労使協議会で、再生のため、浅部の本層採炭計画が発表された。本層は戦前に採掘されたことがあり、多少湧水が懸念されたがガスが少なく坑道維持も容易であるといわれていただけに9月着工、50年8月採炭開始の計画はヤマの暗いムードに明るさを取戻した。49年9月本層開発に着手し工事は順調に進み12月に着炭、50年8月採炭開始の予定が早まり2月2日よりドラムカッターにより採掘を開始、第2週目から採炭は軌道に乗りはじめた。しかし、懸念されていた湧水も採炭開始時には毎分0.5m³程度であったのが、2月14日、ロング始発部より進行した時点で初圧による天磐の大バレがきてから、上添坑道、ロング面、払跡、ゲート坑道の下磐から湧水が増加し、一片坑道のくぼみに微粉炭がたまり、水中ポンプが揚水不能となり、一時一片坑道が水封され、早くも採炭を中止せざるを得なくなった。そのため一片坑道を切替、旧一片坑道を集水パックにして急場をしのいだがこの時点での湧水量は毎分6m³と急増した。その後、ボーリングによる調査と過去の

採掘時の最大毎分 4.25 m^3 であったので、毎分 5 m^3 のポンプを2台に増設したが、増水により屢々採炭の中止を繰返したが、湧水量は6月から7月にかけて 10 m^3 を上廻る程に増水した。この様な状況の中で、労働環境は高温多湿が著るしく、水温が $30^\circ\text{C} \sim 34^\circ\text{C}$ のため坑内温度が上昇、湿度も90%に上昇したため、坑内員の疲労度は激しく、全身ずぶぬれとなり、風邪、湿疹による休業者が急増した。

そのため北炭地質所が、湧水状態を調査したところ、ロング面が10m進行すると、 0.4 m^3 増水し、又、断層破碎帯では更に $6 \sim 7 \text{ m}^3$ 増水することが判明したので、現行の揚水能力ではロング方式採炭は困難であることから、当面残柱式採炭法によることとし、二片の採炭迄に揚水能力を毎分 20 m^3 にするためポンプを増設することとした。

2. 台風6号による影響で水没

8月23日、当地方を襲った台風6号は激しい風雨を伴ない総降雨量は199mmを記録した。このため河川が氾濫、選炭機引込線に流水が詰まりあふれた水は万字駅ホームを完全に浸水し、一方上流でも坑口と火薬庫の橋が流され、安全灯室の床下が濁流にえぐりとられた。又、居住区も道路が冠水し一部が避難するというすさまじさであった。

この状態の中で、同23日午後9時20分同鉱変電所から主要扇風機間の配線の故障のため翌日午前8時45分復旧まで主扇が35時間に亘って停止した。しかし坑内ポンプは自然通気の中で保安係員立会いのもとで運転を続けた。

このため主扇停止の中でポンプを運転したので温度と湿度が上昇したためモーターの絶縁が低下し26日以降電機機器の故障が続出した。一方坑内の湧水も台風の影響で地表水が流入し毎分 $17 \sim 20 \text{ m}^3$ 迄増加し、必死の排水作業にもかかわらず8月28日午前7時25分、排水量 5 m^3 のポンプ2台も最後に浸水し5片のポンプは全部水没の止むなきに至った。

3. 復旧対策

現地職労組は炭労と共に現地対策委員会を設置して会社と復旧について団体交渉をもちその結果会社は次の方針を提示した。

- ① 会社の排水に全力を集中するという考えは現地労使の一致した考えである。
- ② 排水計画の具体案(資金、技術)については不十分な点もあるので、今後更に具体案をもって協議するが、学識経験者による調査団の派遣を政府に要請する。
- ③ 今後の就労体制は排水が長期間になるので他山への出向就労を原則とするが、具体的には政府調査団の結論を得て展望が明らかになった時期に協議する。
- ④ 政府、北炭本社、道及び通産局に対し災害復旧の要請を行う。

これに対し組合側は原則的に諒承し災害復旧のため夫々全力をつくすことを確認し、夫々関係先に対し要請行動を開始した。

通産省は政府調査団を派遣することを決め次のメンバーにより10月4日5日の両日現地調査を行った。

団長 伊木正二 (東大名誉教授)

団員 磯部俊郎 (北大教授)

〃 岡部元治 (常盤炭鉱(株)西武鉱業所長)

〃 東島 大 (三井三池炭鉱施設部長)

この調査結果は、10月28日通産省に於て労使に報告されたが、その骨子としては「排水 復旧計画 A, B, C案を示し

- ① A案は、万字5号断層附近に坑道を掘さくするので保安上大きな問題がある
- ② B案はポンプ移設の頻度が高く水位の低下につれて工事量が増加し実現性が乏しい
- ③ C案(新堀坑道, 新斜坑掘さく1,800m, 南部斜坑取明, 5片地並取明, 工期3年7ヶ月等)が具体的検討になり得る。」旨説明すると共に調査内容は排水, 復旧に関する保安技術上の面のみについて検討したものであって、排水, 復旧に要する設備投資が相当額になるものと考えられるので、これに見合う稼行炭量とあわせて総合的に判断する必要がある旨強調された。この席上組合側は通産省側に対し政府の考えを求めたところ政府は「労使で話し合うことが前提である」との態度を示した。

政府技術調査団がC案が具体的検討の対象になり得るとの判断を示したので、会社側は11月14日団体交渉で次のように提示してきた。

政府技術調査団のC案について親会社の北炭と検討を重ねた結果、保安的、技術的にも問題が多く、工期も長期間に及び、更に膨大な費用を要するので、これらの問題を解決するのは相当長期の検討を要する。一方出炭皆無の状態の中で資金繰りは逼迫しこのままでは賃金支払いも不可能になる。従って坑内員全員を夕張新炭鉱に出向してもらいたい旨強調した。

この提案に対して、下部討議の結果今後とも再建の具体化をもとめていくことを前提として、出向に応ずるための諸条件を11月28日団体交渉で会社の諒解をとりつけ、年末が迫った12月19日第一陣が夕張新炭鉱に出発し鉱員164名、職員は夕張新炭鉱20名、夕張新二鉱3名、清水沢、幌内、真谷地各2名が出向した。

翌51年2月17日会社は組合側に対し「調査団の結論を受けて種々検討したが、再開は困難である」として3月20日付で閉山すると提案してきた。その理由を要約すると

- ① C案による水抜ボーリングは地質上からみて技術的に有効な水抜きは不可能である
- ② ポンプによる排水は、湧水量20 m³/minに打勝って毎分30 m³/minのポンプを坑道に設置しなければならず崩落取明と併行しての揚水は實際上不可能である
- ③ これが仮に可としても43ヶ月の工期と35億円の資金を必要とする反面、保安炭柱を除く

と可採炭量は264千トンしか見込めず生産コストは43,000円／トンになるとして、閉山に伴う退職条件を提示してきた。

この提案を受けた万字職組は北炭職組、炭鉱協と協議し現地労組、炭労と共に中央段階では、伊木技術調査団長、通産省、立地公害局、エネルギー庁、石炭鉱業合理化事業団、衆参両院関係議員、道段階では通産局、保安監督局、道庁等に対し再開の要請行動を展開した。しかし、技術調査団、通産省はじめ関係先では異口同音に、保安及び技術対策、可採炭量、生産コスト、資金対策に厳しい見通しが示された。このため炭職協、北炭職組、万字職組で協議した結果、存続の見込みは極めて薄く閉山の撤回は困難であると判断した。

この状況を踏まえ万字職組は3月14日臨時大会を開催し今後の進め方について討議した結果、閉山撤回の方針を転換し今後は組合員、家族の生活安定確保を重点として、①完全雇用の確保、②退職諸条件の獲得、③地域振興の促進を指標とし対置要求をまとめ、3月中の解決を目途に執行部に権限を一任した。

万字職組は大会後直ちに会社に要求書を提出し団交交渉をすすめ3月24日北炭職組佐々木仁三郎委員長が交渉に参加し次の内容で諒解点に達し妥結した。一方労組側も妥結し事実上閉山が決まり51年6月10日閉山が確定、明治38年開坑以来70年の歴史を閉じ従業員は夫々住み馴れたヤマに別れをつげた。

妥 結 条 件

1. 退職条件

(1) 退職手当

社員退職手当規程による社務都合扱いとする。

(2) 解雇予告手当

各人平均賃金の30日分を支給する。

(3) 年功特別加算金（鉱員期間を通算）

勤続2年未満	1 律 140,000 円
〃 2年以上5年未満	〃 230,000
〃 5年 〃 7年 〃	〃 280,000
〃 7年 〃 10年 〃	〃 370,000
〃 10年 〃 12年 〃	〃 440,000
〃 12年 〃 15年 〃	〃 520,000
〃 15年 〃	〃 550,000

(4) 期末手当見合

1 律 100,000 円を支給する。

(5) 有給休暇残日数処理

40日を限度とし1日当り退職前3ヶ月間の各人基準内給の25分の1を支給する。

(6) 餞別金、酒肴料、閉山慰労金

1 律 20,000 円を支給する。

(7) 帰郷旅費

退職後6ヶ月以内の転出者に限り支給する。但し、北炭以外の転出者について規程を適用し、北炭採用者は出向時協定による。

(8) 支払方法

① 1 週間以内に内払金として 150,000 円～200,000 円支給のメドを決める。

② 事業団交付金見合額は入金次第支給する (51 年 7 月目途)。

③ 残金は 9 月末支払いを目途とする。

(9) 福利厚生施設の利用

住宅、電灯、水道、病院、浴場、山焚炭等福利厚生施設の利用は6ヶ月間従来通りとする。

2. 就職対策

(1) 北炭出向者

原則的に北炭で採用する。

(2) 北炭就職希望者

50 才以下の坑内係員適格者は採用する。

その他についても極力努力する。

(3) その他

就職斡旋に極力努力する。

以 上

2 経営危機突破のための緊急措置

50 年 1 月 28、29 の両日札幌で本店の特別労使協議会が開催され劈頭金谷社長より会社危機の実態とその対応について次の要旨が述べられた。

1. 当社は 49 年度末には累積赤字が 296 億円に及ぶ見込みで資金不足は膨大で更に 50 年に入ってもこの状態が続いており破局に直面している。
2. この様に到った要因は、第一には夕張新炭鉱の開発に 300 億円以上の資金を要することと営業出炭の開始が計画より非常に遅れたこと、第二は既存炭鉱の出炭が計画を大巾に下廻ったことにある。
3. この危機を乗切るには外部資金を導入するしかないので、49 年度は三井物産、三井銀行など三井グループ各社と財政資金及びユーザー各社からの融資で何とか切抜けるため努力中で

ある。更に50年度の資金調達は今後の交渉にかかっている。

4. しかし、当社の度重なる計画と実績の齟齬に対し誠に不名誉なことだが、49年12月末に通産省、石炭合理化事業団、学識経験者及び同業各社の人々による特別委員会を設け、当社各炭鉱の計画の吟味と監査が行われることになり、当社は対外信用を著しく失墜している。
 5. したがって対外信用を回復し資金援助を得られる体制を早急につくらねばならないが、それには先ず出炭を確保して北炭再建の姿勢と決意を世間に示すしかない。
 6. 経営の安定なくして従業員の生活安定はあり得ないので、先ず出炭確保のため次の対策を講じていきたい。
 - ① 保安に於ては従来以上に点検の密度をあげ、ガス事故、自然発火、落磐防止に重点をおき未然防止を徹底する。
 - ② 生産の面では、骨格整備と採炭準備の促進、重要工事の促進及び生産確保のため各炭鉱間の人材の融通、現有機械の活用、新規購入の縮小などの対策をすすめる計画と実行過程の検討について一層強化する。
- 49年度、50年度の出炭計画は15%の安全率を見込んでいるので達成は可能と考える。
7. 危機の現状から今回役員をはじめ幹部社員の報酬並びに給料を1年間一部カットするとともに管理職の人員合理化をはかりたい。

以上の説明のあと職労組側に対し、次の提案をした。

1. 昭和50年度については、一切の争議行為を回避し計画出炭達成のための協定を結びたい。
2. 労使間の紛争処理のため労使安定委員会（仮称）を設け速かに円満解決をはかりたい。
3. 今後更に若年労働者の確保に努力するが、高職種の老令化を防ぐため職種の適正配置を実施したい。
4. 坑内員の出稼向上をはかり、特に出稼不良者に対する措置の強化、土、日曜日の出稼並びに連休前後の出稼向上対策を重点に実施したい。

以上の提案のあと各担当部長より、生産、経理関係等について資料により説明が行われたが、このあと組合側から社長提案に対し職組は従来から労使間の協議は誠意をもって解決してきたが、今後も極力紛争を避け安定生産に努力する考えには変りはないという主旨を述べた。又、労組側からは会社の主旨は分るが、「一切の争議行為を回避するという提案には諒承しかねる」という態度表明があり、本日の会社提案については早急に交渉をもって協議することで本労使協議会を終了した。

会社提案に対する北炭職組の態度

1. 今次会社の経営危機は、会社が自ら述べている様にその根本は見通しの甘さによる計画の

誤りによるものである。

2. 会社提案の1. は組合活動の基本にふれる問題であり受入れることは出来ない。
3. しかし、経営危機打開のために対外的に労使紛争を回避し安定生産を果すという姿勢を示す必要性は理解出来る。

以上の考え方に沿って具体的には各支部委員会の確認を得て、次のように対処することを決めた。

1. 炭職協闘争について

賃金及び期末手当闘争の際先行グループから第二陣グループに移行する様炭職協に申請する。

2. 北炭職組独自の闘争について

団体交渉で対立点を極力煮詰めその都度機関に諮って問題解決に対処する。

3. 労使安定委員会の設置について

会社経営安定化を目的とし、労使間の恒常的意志疎通の場としてこれを受けとめ会社との協議をすすめる。

以上の方針で2月27日団体交渉を開始し交渉をすすめた結果、3月13日双方諒解点に達し、下のような協定書並びに諒解事項に調印した。

協 定 書

北海道炭鉱汽船株式会社と北海道炭鉱汽船職員組合とは労使相協力して、昭和50年度の計画出炭を確保するため下記の通り緊急措置を協定する。

記

1. 昭和50年度生産計画の確認

昭和50年1月28日の特別労使協議会提示の別紙生産計画を確認する。

2. 労使経営安定委員会の設置

労使は経営に関する重要事項を協議し、併せて諸情勢の認識を深め相互の意志疎通をはかるため、労使経営安定委員会を設置する。

具体的方法、構成等については別途協議する。

昭和50年3月13日

北海道炭鉱汽船株式会社

勤労部長 荒木謙二郎

北海道炭鉱汽船職員組合

執行委員長 佐々木仁三郎

諒 解 事 項

北海道炭鉱汽船株式会社と北海道炭鉱汽船職員組合とは昭和50年3月13日付協定書の取扱に関し、下記の通り諒解する。

記

1. 協定書記1. 関係

別紙生産計画とは、昭和50年1月28日の労使協議会において提示の

- (1) 50年度生産計画表
- (2) 〃 起業工事総括表
- (3) 〃 社員在籍人員増減表
- (4) 〃 鉱員 〃 〃
- (5) 〃 社炭需給表
- (6) 〃 当社コース需給表
- (7) 〃 経理状況の推移
- (8) 〃 資金対策の内訳
- (9) 〃 自産炭損益の内訳
- (10) 〃 新鉱開発収支内訳

である。

2. 協定書記2. 関係

- (1) 労使経営安定委員会は原則として毎月1回開催する。但し労使何れか一方より開催の申入れがあった場合は、上記に拘らず速かに開催する。
- (2) 構成は本店、職組、労連並びに各炭鉱の労使代表とする。
但し協議事項の性格により特定の委員をもって構成することがある。
- (3) 経営に関する重要事項とは、保安、生産、金融、政府、ユーザーの動向等をいう。

昭和50年3月13日

両者調印

3 平和炭鉱閉山と夕張新炭鉱への移行

夕張新炭鉱の営業出炭を昭和50年3月10日から開始するとの計画のもとに平和炭鉱からの移行を49年8月から開始し50年2月末迄に終る予定であった。しかし、夕張新炭鉱の出炭開始が6月1日に延期されたことにより平和炭鉱の移行閉山も変更されることになった。

このことから7月22日会社と交渉し平和炭鉱から移行する者について、次のことを確認した。

- ① 移行については計画にもとづいて都度協議する。
- ② 移行する者の条件は、48年9月27日付、会社、組合間の「協定書」「確認書」並びに「諒解事項」によるほか、「確認書」二. 4の移行一時金は、1人平均11万円(税込)を一括組合に支給する。
- ③ 組合事務所の移転等を考慮し福利厚生一時金として100万円を一括北炭職組平和支部に贈る。

その後夕張新炭鉱への移行人員は計画に一部変更があったが、都度山元で会社組合間で協議し実施したが、8月以降の移行状況は次の通りである。

第1次	第2次	第3次	第4次	計
月 日 (8. 2)	(10. 1)	(11. 1)	(12. 1)	
11名	7	4	14	36名

ついで平和炭鉱の終掘が50年3月23日に決まったので、3月13日会社と協議し移行先人員並

びに撤収人員に下記の通り確認し尚撤収後の移行先を早期に明示することも会社は併せて諒承した。以上で3月23日付で全員解雇となり夫々発令が行われた。

在籍人員	移 行 撤 収 人 員 内 訳							
(3. 31)	夕張新鉱	夕張新第二鉱	清水沢鉱	真谷地鉱	幌内鉱	営 業	地 質	平和撤収
91	19	2	3	3	1	1	1	61

4 撤収及び密閉作業

3月23日採掘終了後、撤収人員によって残炭採掘を行ないながら深部より撤収作業をすすめ、7月16日より各坑口の密閉に着手、二区人道坑口を最後に7月18日一切の作業を完了し昭和50年8月13日閉山した。

旧平和一鉱は12年1月開坑し、14年5月出炭開始、旧平和二鉱は23年8月開坑し29年8月出炭を開始した。32年10月両鉱を併合し一鉱を一区、二鉱を二区と改称した。一区は39年11月開坑以来27年を経て終掘し平和二区に併合されたが、その後13年にして旧平和一鉱開坑以来38年の歴史に終焉を告げた。

職員組合員の撤収要員61名は、6月以降逐次他鉱等に移行し8月1日付をもって全員移行が完了した。

	採 鉱	機 械	電 気	技 術 その他	事 務	計
新 炭 鉱	(1) 10	8	(1) 6	(1) 3	6	(3) 33
夕張新第二	(3) 4	(1) 1				(4) 5
清 水 沢	1	(2) 3	1		2	(2) 6
真 谷 地	1			2	1	5
幌 内	(1) 2					(1) 2
夕張駐在	1					1
地 質						
営 業						
札 幌				(1) 1		(1) 1
退 職 者	4		1	2	1	8
合 計	(5) 23	(3) 12	(1) 8	(2) 8	10	(11) 61

() 内は主任で内数

5 夕張新炭鉱ガス突出災害

50年7月6日午前0時55分頃、北10尺上層ロング上添坑道で掘進中ガス突出災害が発生した。坑外の集中監視室のガス自動警報器のうち該現場附近に設置してあったガス自動警報器が作

動し異常事態が察知された。集中監視室の係員は直ちに入坑者に対し無線で異常の有無の報告を求めたが、北10尺上層上添坑道で稼働中の木村藤男係員ほか4名の鉱員からは応答がなかった。集中監視室は附近の係員に対し該現場の状況を調べさせた結果、ガス突出を確認したので、直ちに全員退避の指令を発した。

その後救護隊により坑道を探索したところ木村係員ほか4名は坑道に倒れ死亡して居り午前5時全員の遺体を収容し坑口に搬出された。この災害は発破施行によってガス突出を誘導したものと推定された。

6 昭和50年11月幌内炭鉱ガス爆発

北炭は明治22年の設立以来絶えずガス山によるガス爆発を起こし続け、その都度再建を余儀なくされてきたと云える。九州の筑豊炭田が浅層と湧水量の多さを特徴としてきたが、これに対して石狩炭田を枢軸とする北海道石炭鉱業は深部採炭と断層によるガス山の発達を特徴にして明治以来ガス爆発を続け、石炭企業の命取りに帰結する運命を歩み続けるのである。特に、北炭の死命を制するガス爆発が3度生じたが、その1つは明治45年前後の夕張鉱ガス爆発の連続性であり、井上角五郎の再建策を断つ形で三井財閥による北炭乗っ取りを可能にしたのである。北炭はこれ以降団琢磨→磯村豊太郎→島田勝之助→萩原吉太郎と三井資本によって経営されることになる。2つ目はこの昭和50年11月幌内炭鉱ガス爆発である。この結果、北炭は販売会社に転落し、3つの生産会社を支配する持株会社の組織を創り出し、かろうじて見直し再修正案によって生存することとなる。しかし、3つ目の昭和56年夕張新鉱ガス突出爆発で経営破綻を余儀なくされる。ここに北炭の実質的終焉を見る。すなわち、昭和50年代における2つのガス爆発は北炭の屋台骨を吹き飛ばし、日本を代表する大企業として発展した北炭が歴史から姿を消すことになるが、とりわけ、昭和50年の幌内炭鉱ガス爆発は北炭の生命を制する直接的な原因となり、さらに昭和56年の夕張新鉱ガス爆発への伏線をなすものとなる。

したがって、このガス爆発の原因と結果は次の「幌内炭鉱ガス爆発災害報告書」に分析されているので長文であるが以下引用する。

「幌内炭鉱ガス爆発災害報告書 昭和52年2月13日 北海道炭鉱職員組合」

1. 災害発生時の状況

- | | |
|-------------|---|
| (1) 災害発生日時 | 昭和50年11月27日 午前2時15分 |
| (2) 災害発生箇所 | 幌内炭鉱中央部七片区域 |
| (3) 災害の種類 | ガス爆発 |
| (4) 坑口よりの距離 | 2,300 m (入気立坑口より七片区域迄) |
| (5) 深 度 | SL-1,000 m (坑口=SL+55 m) |
| (6) り災者数 | 31名 内数 死亡24名 (収容11名
未収容13名
重傷6名 微傷1名) |

※組合員 殉職者名

高岡 健氏 54 才 開さく運搬係員 (未収容)
加茂谷正義氏 50 才 開さく掘進係員 (収 容)
小山内伸治氏 44 才 開さく運搬係員 (未収容)
小山 徳雄氏 50 才 開さく掘進係員 (未収容)

(7) 災害の概要

イ) 災害発生当時の状況

災害発生前の入坑人員は、保安技術職員 51 名を含め 425 名である。災害の発生した七片方面は、昭和 52 年下期以降の採炭にそなえて骨格造成作業が進められていた。当日は掘進及び、運搬作業にたずさわる作業員 25 名と係員 6 名が夫々の切羽に配置されていた。

27 日午前 2 時 15 分頃、坑外の誘導無線指令室で異状音をキャッチしたので直ちに全員の出坑を指令すると同時に、保安技術管理者に通報して、坑内の異状確認のための救護隊の召集がはかられた。午前 4 時 40 分迄に七片方面の作業者 24 名を除く全員の出坑がチェックされた。(七片方面の負傷者 7 名は出坑)一方召集された救護隊は、午前 3 時 40 分から災害発生源と推定される七片区域の探検、及びり災者救出に全力を挙げた。その結果、七片添立入で 10 名、中央ベルト第三斜坑で 5 名のり災者を確認すると共に、ガス爆発現象後にみられる部分的崩落、CO の検知、熱気、戸門破損、風管の溶融等を確認したが、火焔は認められなかった。

一担退避命令を受けて出坑した 3 番方の全係員と鉱員の一部は、七片方面の被災状況を知り、救助のため再び入坑してり災者の収容活動を行った結果、午前 6 時 25 分までに 7 人の遺体を収容し得た。これより先午前 5 時 45 分頃、排気立坑風筒から煙の出ていることが発見され、二次災害防止のため全入坑者に対して緊急退避のための出坑命令が発せられると同時に、社内他炭鉱救護隊に対して応援出動の要請が行われた。

午前 6 時 40 分、全員の出坑が確認された。

ロ) 注水迄の状況

その後坑外待機を余儀なくされたが、午前 9 時 55 分になって、救護隊による四片、七片方面の探検が行われた。その結果、四片風道入口より奥 80 m 付近の火災を発見したので、直ちに消火作業にはいった。また、五片～七片方面の探検隊は、五片～六片間には異状のないことを確認したので、引続き七片の探検を試みることとなった。中央ベルト添斜坑側からの探検隊は七片風道分岐点で、高温と煙に拒まれたため、以深の探検を断念した。

また中央ベルト第三斜坑側の探検隊は、60 m 付近で燃焼中の矢木を発見したのでこれを消火し、更に斜坑を下ったところで、り災者 3 名を確認した。七片捲立分岐部の東西両側とも、視界は全くなく、止むなく進入を断念し、3 名のり災者を収容して午後 6 時出坑した。

上述した四片風道の火災の消火作業は救護隊 18 班と係員の応援で続行されていた一方、引続き行われていた七片方面の探検結果では、同方面の火災の拡大と、二次、三次に亘る爆発の危険性が感知されたことから、排気立坑から七片への注水による水没消火以外に術のないことを確認し、未収容者 13 名の遺族の同意と、監督局の了承を得て、11 月 29 日午後 11 時 58 分に注水を開始した。七片方面の最終探検引上げの際に、中央ベルト添斜坑引立バックの水中より 1 遺体を収容している。

しかし、注水 5 分後、排立の自然通気の方向が入気に変ったため、四片風道の消火現場では煙が逆流すると同時に圧風が起ったことから、直ちに注水を中断するとともに、全員の出坑命令が出された。

その後、5 坑口の観測体制の強化等を行い、11 月 30 日午後 5 時 51 分から第一次の注水を開始した。

2. 注水の概要

1) 第一次注水 (七片)

七片全域の水没を目的としたので、バーチカル 4 m までの上昇をはかり 11 月 30 日午後 5 時 51 分開始、12 月 1 日午後 8 時 29 分に終了した。注水量 25,000 m³ である。

2) 第二次注水 (六片～七片)

七片レベルの水封完了を待って、12 月 2 日午後 3 時 30 分、再び救護隊による五片方面の探検を実施したが、五片坑底に近い幹線十字路付近で火災を発見した。そのため直ちに消火に当たっていたが、作業中突然

奥部で爆発が起り、煙が逆流してきたため、全員坑外に退避した。検討の結果、六片方面にも火災の延焼があると判断し、取り敢えず七片、六片間の注水による水没消火に踏みきることとし、12月3日、ドライアイス、液体窒素ガスの注入による立坑坑底の冷却、火勢抑制のための布引主扇の停止等の措置をとり、午後11時30分第二次注水を開始した。

注水量 131,000 m³ SL-920.34 m (六片下磐上 10.34 m) までの水位上昇を確認して、注水を中止したのは12月10日午前5時35分であった。

3) 第三次注水 (六片～四片)

六片水没が測定で確認されたため、布引主扇の運転を再開し、トキワ坑口を開放して常盤斜坑からの救護隊による探検を開始したのが12月11日午後5時35分である。探検の結果、本・副卸とも二斜坑の途中に大崩落が起きているため、進行不可能であることが判明すると同時に、布引第二立坑で観測中の温度、ガス状況の悪化傾向が顕著となったため、直接消化を再び断念し、引続き四片レベル (SL-790 m) 上 21 m までの水封を決定し12月12日布引主扇を停止させて、午後10時55分第三次の注水を開始した。

注水量 1,876,000 m³ で、予定水位に到達したことを確認して、1月10日午前8時注水を中止した。

4) 第四次注水 (四片～二片)

注水停止後に行った布引観測班のガス状況と、常盤斜坑の探検内容とを総合して検討した結果、1月12日以降常盤両斜坑からの取り明け作業に着手することとし、直ちに実施に移された。両斜坑、二片連絡坑道の取り明けが進み、中央ベルト、添の両斜坑捲立に接続する養老二片立入の奥部に進行するにつれて、高温 (100°C前後) と CO に拒まれて、救護隊による取り明け作業は難行を極めたため、通風することによる感覚温度の低下と CO の稀釈とを図ったが、着火する事象が現われはじめこれが二片以深では多発するという危険性が想定された。

偶々2月22日23日にかけて、三片方面で異状圧が数回に亘り発生したことが、立坑坑口で観測されたため、既に火災は三片方面にまで延焼したことが明らかとなり、人力による直接消火は不可能であると断定して、第一段階三片上 20 m まで注水し、状況の好転がなければ引き続き第二段階として二片レベル上 15 m (SL-635 m) 迄の注水による消火の方針を確認して2月27日以降注水にはいった。途中、28日には立坑坑口で異状圧を数回キャッチしたが、その後は異状がなく、毎分 50 m³ のペースで注水は続けられた。

3月13日、第一段階の目標水位まで上昇したので、一旦注水を断ち、状況を観測したが、温度低下はみられず、作業は困難と判断して、3月15日、再度第二段階の目標水位である二片レベル上 15 m 迄の注水を開始したのである。予定までの水位上昇を確認して注水を完了したのが3月27日である。第四次の注水量は 2,048,000 m³ となり、七片からの総注水量は 4,080,000 m³ である。またその水深はバーチカルで 365 m にも達し、注水開始以来の所要日数は中断日を含めて約4ヶ月という長期間に及んでいると共に、災害発生前の維持坑道長に対する水封坑道長の比率は約65%という膨大なものとなった。

3. 揚水・取り明けの状況

(1) 揚水状況

1月12日以降、常盤斜坑からの取り明け作業と併行して、排気立坑と常盤副卸とに、揚水のためのポンプの布設、及び揚水パイプの敷設作業が鋭意進められていた。1月16日正午頃、排立櫓上で、爆風によって破損した機械設備の取り替え作業に当たっていた作業員の溶接器からの溶断片が、排立内に落下してガス爆発を起し、櫓上の作業員2名と、排立口観測に向いた係員1名が負傷するという二次災害が発生している。また一旦養老二片立入奥まで取り明けが進みながら三片の爆発、高温のため進行が拒まれて二片迄の注水を余儀なくされて、取り明け作業を中断するという事故をはさみ乍らも、揚水の設備作業は着実に進められた。

その内容は次の通りである。

- (イ) 零片ポンプ座 (能力 25.7 m³/分) は4月2日完成。
- (ロ) 零片～二片間ポンプ設備 (能力 8 m³/分) は4月2日完了。
- (ハ) 二片地並の揚水は4月3日に開始し、4月5日完了。
- (ニ) 排立揚水設備 (能力 9 m³/分) は5月23日完成。
- (ホ) 二片ポンプ座 (能力 22 m³/分のうち 14 m³/分) は5月23日完成。

(ハ) 西部斜坑揚水設備 (能力 $10 \text{ m}^3/\text{分}$) は 5 月 23 日完成。

以上の設備が完成したことによって、揚水は万全の態勢となったが、問題は各取り明け予定坑道の作業進捗と、揚水とが調和のとれた進み方でなければ、ガス・自然発火・崩落の助長等の問題が起る事も想定されるため、主として排立ポンプによる揚水 ($13,000 \text{ m}^3/\text{日} \sim 14,000 \text{ m}^3/\text{日}$) が、昭和 51 年 4 月 20 日の試運転以降、昭和 51 年 12 月 23 日五片連絡坑道の開通 (SL-888.4 m) まで行なわれた。現在は五片レベルの一酸化炭素対策の一環として、12 月 24 日以降は揚水を中断して、SL-880 m まで水位上昇を図り、この水位維持のための揚水を断続的に実施しているのである。

注水量に対する実積揚水量及び揚水率は次の通りである。

水位 SL-880 m 以浅二片レベル上 15 m (SL-635 m) 迄の総注水量は、 $3,748,000 \text{ m}^3$ であり、これに対して実揚水量は、排気立坑で $2,548,000 \text{ m}^3$ (約 90%)、斜坑から $256,000 \text{ m}^3$ (約 10%) で、総合計 $2,804,000 \text{ m}^3$ である。従って揚水率は約 75% となり、25% の水は、一部は岩石の吸収、蒸発等により坑外へ搬出され、他の一部は岩盤内の亀裂奥深く浸透して、長時間かけて湧出してくるものと推定される。七片までの残り水量は約 $240,000 \text{ m}^3$ 程度である。

(2) 取り明け状況

4 月 5 日、二片レベルの揚水を終了したので、探検を実施し、直ちに水平部の小崩落の修復工事に着手した。しかし中央斜坑は、NO3 ペルト原動室付近と、捲立に崩落があって、進入不能の状態におかれたため、この崩落の取り明け作業を急ぎ実施することとした。

4 月 20 日になって、NO3 原動室付近から $\text{CO } 65 \text{ ppm}$ を検知したので、観測体制を強化したが、逐日増加の傾向が出はじめ、温度も上昇傾向をみせはじめた。この事象は、中央斜坑原動室奥部の貫層 (第三下層、一番層) ヲ所が高落ちしているため、折角の注水にもかかわらず浸水するに至らず、発熱現象を起したものと推定し、通風遮断、ボーリングによる注水等を実施して冷却に努めた。その結果正常に復したので、5 月 3 日以降、中央斜坑、同添斜坑以深への全面的取り明け作業にはいることとなった。尚、CO によって斜坑側の取り明け着工が遅れたものの、その間に常盤斜坑、及び零片、二片水平部、西部斜坑等の修復作業、運搬設備の改善作業等今後の取り明け作業の順調な進展のための準備が鋭意進められていたことは言う迄もない。

各所の取り明け状況を詳述すると、次の通りである。

① 中央斜坑

(イ) 二片～三片

CO のため進捗が拒まれていた中央斜坑側も、5 月 3 日以降原動室側と捲立側からの取り明け作業に着手した。崩落状態は部分的ではあるが、空洞が現出する等の事象もあったが、燃焼しているため可成り難行した。結局三片捲立に到達したのは、7 月 20 日朝方である。総延 290 m、崩落率 33.8%、所要期間約 2 ヶ月半である。

(ロ) 三片～四片

三片捲立に到達した 7 月 20 日から 3 日間、三片開通に伴う通気対策のため作業を休止していたが、7 月 24 日以降四片に向って再び取り明け作業にはいった。二～三片と同様な工法で小加背 (8 尺×8 尺) で先進して、後方から追掛け拡大 (B49) をする方法である。この斜坑の四片以浅部は、岩質は比較的軟かい上に、部分的に火が走っているため、崩落率は略二～三片間と同程度である。8 月の中旬には三片下 50 m までペルト化したため、運搬機の故障も減少し、取り明けの進み方もそれまでの平均 $4.5 \text{ m}/\text{日}$ の進捗が、 $5.5 \text{ m}/\text{日}$ 程度迄上昇してきた。その結果総延長 275 m をもって四片捲立に到達したのが約 2 ヶ月の日数を要し、9 月 20 日であった。崩落率は二片、三片と略同じで 33.5% である。

四片をもってこの斜坑の延長は終っているため、中央ベルト斜坑水平部まで、あらたに掘進を行い貫通後、中央ベルト斜坑馬の背までの間、水平部分 120 m の取り明けを行って、10 月 5 日、中央ベルト斜坑四片・五片間の取り明けにはいった。

② 中央添斜坑 二片～五片

中央添斜坑は、四片レベル迄は中央ベルト斜坑と並行して延びているが、中央斜坑は四片迄に対して、この斜坑は五片レベル迄の総延長約 820 m の材料・資材・ずりの搬出入のための運搬専用斜坑である。

捲室を残して四片までの間は、激しい燃焼にさらされていたため、崩落率は略100%であった。そのため二片・四片間は100m～200m間隔で目抜きを中央斜坑側からあげ先端取り明け切羽を増加して進んだ。その結果四片レベルに到達したのが、中央斜坑側に遅れること38日目に当る10月27日であった。

このレベル以深では、中央ベルト斜坑側は方向が変わっているため、単独の先端取り明け切羽になる。幸い四片を通過すること63mの位置で空洞が現われ、180mは殆んど破壊されていない状態であった。両斜坑を通じ、三片以深ではじめて斜坑側の水足に追いつくことが出来たのである。その結果、12月20日、中央ベルト斜坑に先駆けて五片捲立に到達することができた。二片捲室を含め総延長900m、所要日数260日である。尚、二片～四片間の崩落率は100%に近かったが、四～五片では40%であった。

③ 中央ベルト斜坑 四片～五片

中央斜坑側の取り明け班は、引続き五片までの延長260mをもつ中央ベルト斜坑の取り明けを10月5日から開始した。三番層の沿層であるため、天磐の成層帯の一部に吸湿性の砂岩が介在し、水封の際吸水して膨張し、このため200m地点までは取り明けも100%近い修復作業となり、難渋させられたが、それ以降は、炭層が天磐に接近するに伴い破壊も小さくなり、後述する三片添立入の開通によって入立からの入出坑が可能となった11月18日以降は、4交替制が導入されるなどして、条件が好転し漸く作業も軌道にのり、12月29日五片レベルに到達した。

④ 西部斜坑 二片～四片

延焼を免がれた斜坑で、主として斜坑からの揚水を目的として取り明けを行ったが、総延長約400mを9月10日に完了した。当初四片水平部の取り明けを計画していたが、全般的進捗状況との関連で、計画変更を行い、四片を放棄することとなったため、西部斜坑を不要とすることにして、撤収後密閉を行った。

⑤ 布引立坑下及び西部風道

主要排気すじの整備は、取り明け作業再開と同時に進められ、6月中旬に全域の整備が完了して、6月20日、布引主扇の運転を開始した。

⑥ 三片添立入

7月20日、中央斜坑が三片捲立に到達したので、7月25・26日の両日、立坑側からの三片水平部の偵察が実施された。その結果立坑接続部を起点として、約170mまで確認することができた。その先端に崩落があって、進入不可能の状況が判明した。

一方斜坑側からの取り明け作業も7月26日から開始された。三片添立入の総延長は約900mであり、この立入開通に伴うメリットは可成り大きいものがある。第一にこれまでの入気が常盤二斜坑のみであるが、入立との開通による入気回路が回復して、かなりの増量となり、感覚温度を著しく低下させ得ること。第二に仮ケージが設置されるので、入出坑時間の短縮と、歩行距離の短縮が行われるため疲労度が軽減される等のメリットが得られることになる。従って、この立入の早期取り明け完了が望まれる訳である。しかし2月22・23の両日と、二片注水開始直後の2月28日の立坑口で感知した異状圧から想定して、可成りの規模に亘る爆発による坑道破壊を覚悟してかからなければならなかった。

工作課の手で進められていた21人乗りの仮ケージも、う蘭盆中に完成したので、8月20日から取り明け作業班はいり、立坑側からの取り明け作業に着手した。

一方斜坑側からの取り明けは、当初懸念したように爆発による影響が極端で、燃焼岩石も火山の噴火に伴って流出する熔岩が凝結した状態と同様な石で埋められていたため作業が難行して、進行が思うにまかせず難渋した。しかし爆発源と推定される三番層分岐を過ぎてからは、空洞が現出する等条件が好転して、約2ヶ月余りの10月23日略計画通りの予定日に貫通することができた。

その後立入内の整備を行い、11月8日以降、それ迄の常盤斜坑からの入出坑者の一部を、仮ケージで立坑から送り込むことができた。一方通気の増量によって温度低下、ガスの稀釈等坑内条件の著しい改善が果されたのである。

⑦ 中央五片立入を中心とする取り明け

(イ) 中央ベルト斜坑五片捲立の作業班は、引続き中央五片立入に向って三番層坑道取り明けを行い、52年1月8日、中央立入に到達した。分岐の補修を完成して、現在中央運搬斜坑五片捲立約120mの取

り明け作業を進めている。昨年12月23日に揚水が五片連絡坑道の接続部分迄低下したとき、岩盤の亀裂内に押し込められていた、災害発生直後から水没消火迄の間に生成された一酸化炭素が、入立からの入気の影響で、中央ベルト、添両斜坑の取り明け先端部に押し出されたため、作業を2日間休止するというアクシデントに遭遇したが、その後の対策が奏功して順調な進捗をみせている。

(ロ) 中央添斜坑五片捲立

中央五片立入分岐迄の総延長127mの取り明け作業は、添斜坑取り明け班の手で引続き進められていたが、52年1月22日に、中央五片立入に貫通した。それまで両方面とも四片以深は風管通気によって風量確保を図っていたが、この貫通によって五片迄の親風による通気回路が完成したことによる、坑内環境の改善が行われた。

(ハ) 中央五片立入立坑側

1月15日以降、中央五片立入立坑側からの取り明けを進めることとなり、サイドダンプローダーを導入して、立坑までの延長250mの開通のため、現在四交替フル稼働で取り明け中であるが、1月末迄の実績伸びは約55mである。

(ニ) 中央ベルト添斜坑五片捲立

分岐工事に手間どったが、2月1日以降取り明け作業に着手している。

4. その他の工事概要

(1) 各所密閉及びガス誘導

(イ) 密閉

取り明け復旧の進行に伴い、従来からの密閉箇所のフライアッシュ流送による補強。あらたに廃棄することとした西部斜坑、及び三片西向第二坑道、四片レベルの斜坑側、排立側の密閉構築等現在までに43ヶ所の密閉が完成している。

(ロ) ガス誘導

密閉作業の進捗状況と、四～五片レベルの取り明け先端のガス排除にマッチさせて、立坑坑外ブローアによる誘導を行っている。入立、三片添立入約900mに12インチパイプを、三片以深は8インチパイプを布設して、各所密閉から誘導する一方、排立内の旧誘導パイプを補修して、四片風道密閉からの誘導を併せ行っている。

現在の誘導量及びガス濃度は次の通りである。

立坑ブローア毎分650m³の誘導量に対して、メタンガス18%～22%の濃度である。

尚、ブローアは安全性保持のため、湿式を採用している。

(2) 通気量

(イ) 布引第二立坑 (排気)

毎分 6,118 m³

(ロ) 常盤斜坑本、副卸 (入気)

毎分 3,214 m³

(ハ) 入気立坑 (入気)

毎分 1,766 m³

(3) 運搬施設

(イ) ベルトコンベヤー

常盤本卸一、二斜坑は、災害前のベルトコンベヤーを殆んど活用しているが、二片連絡坑道以深のベルトは、取り明け作業の進捗に伴い、ダブルチェーンコンベヤーとの敷設替えを行っている。

現在ベルト化された最先端は、中央ベルト斜坑馬の背より160mまでであり、常盤斜坑を除く総延長は約1,100mに達する。

中央五片立入まではダブルチェーンコンベヤーによって行われているが、逐次ベルト化する予定である。

(ロ) 捲揚機及びロープリフト・人車

中央添斜坑二～五片間の開通に伴い、二片捲室に150馬力の捲揚機を設置して、1月10日以降二～五片間の資材の搬出入を行っている。

二～四片の斜坑登はんによる疲労度軽減策として、中央斜坑二～四片間にロープリフトを設け、1月17日以降運転を行っている。尚、入立坑口と、五片間の本ケージ運行のための取り替え工事に着手するため、1月31日以降約1ヶ月間は、常盤斜坑からの入出坑態勢となる。その間における斜坑登はん距離を短縮するため、中央添斜坑二～四片間に仮人車を運行する外、中央ベルト斜坑二～四片にロープリフトを設け、斜坑登はんによる疲労度の軽減を考慮している。

(4) 取り明け作業の総体的達成率について

1月22日現在における総取り明け坑道長は約6,100mとなり七片の遺体収容を目標とする、第一段階における取り明け予定坑道長11,090mに対しての達成率は55%になる。

また1月22日現在における予定取り明け長6,609mに対する達成率は92.2%になるので、計画に対して約8%弱の遅れとなりこれを日数でみると約3週間程度の遅れとみてよい。

5. 今後の計画

(1) 先進取り明け切羽

遺体収容を目標とする現行第一段階取り明け計画による先端切羽は中央ベルト添斜坑、中央ベルト第二斜坑、中央運搬斜坑の三斜坑で、六片に向う。またこれとは別に中央五片立入と立坑との開通を急ぐべく、立入側の取り明けも引続き行われる予定である。

(2) 揚水

五片の一酸化炭素対策のため、排立からの揚水は停止されているが今後の取り明け作業の進捗状態を勘案して、揚水を再開する予定である。

前述したように、揚水予定量の略90%以上を排立からあげた実績をもっているので、残量約240,000m³(全揚水予定量の約7%)のうち、七片上10m(SL-990m)までは排立からの揚水を予定しているが、極く一部の量は斜坑揚水を計画している。

(3) 入気立坑本ケージの取り替え

52年1月30日入立五片への探検を行った結果、災害発生以来五片坑底にあった本ケージの引上げに支障のないことが確認されたため、31日以降約1ヶ月の予定で本ケージと、ワイヤーロープの取り替え作業にはいつている。

本ケージの運行によって入出坑人員増、スピードアップ等、また取り明けずり、資材類の搬出入も自由に行われることになる。この取り替え工事期間中の入出坑は、総べて常盤斜坑経由となっている。

(4) 現在の工事遅れは約3週間程度であるが、入立五片の開通による入出坑所要時間の大幅短縮等の外に、五片以深の岩質は、それ以浅の岩質と比較して硬質化していること。深部化に伴い施梓鋼材の強化、梓間の短縮等が図られていること。水没が短期日で果されているため、高熱にさらされていた期間が短い等、諸条件の好転が期待され、この遅れの挽回は可能と思われるので、6月遺体収容、10月以降の出炭開始は現実のものと考えることができる。

以 上

7 保安対策について申入れ

幌内炭鉱の災害にかんがみ、道職協は各資本別保安担当者により入坑調査を行ない又北炭職組は各支部で生産保安対策委員会を開催しこれらの経過を経て、51年4月8日次の保安対策要求をとりまとめ会社に提出した。

要 求 事 項

一、保安管理強化

1. 現状係員に対しての保安確保の姿勢と指導が不明確なので、保安統轄者から上席係員まで、一貫した体制を徹底させること。
2. 決めたことは確実に、且永続的に実施する様全社に徹底させること。
3. 各炭鉱の片磐別、方面別に各番方保安指導とダブルチェックのため、保安課所属の専属係員を配置するか、又はこれに変わる体制を布くこと。
4. 各炭鉱の夜間監督者の指導命令系統と責任権限を明らかにし一層実効を高めること。
5. 保安規程並びに保安規定外に定めたものの実施状況を炭鉱毎に点検すること。又、保安規程の改訂に際しては、坑内の巡回密度を高めるための基準を設けること。
6. 日常安全作業の実践を啓蒙するため、目標となる安全宣言（仮称）の設定を検討すること。
7. 各炭鉱に職組推せんの保安委員を早期に専従させること。

二、坑内骨格構造整備

1. 採炭切羽は後退式を原則とし、極力一片磐が区域毎に集約すること。又、掘進切羽を含めて独立分流方式の骨格を造成すること。
2. 各炭鉱の基幹坑道に、不燃坑道と堅固な応急遮断壁を早急に構築すること。
3. 終掘切羽の撤収を早期に行い、不用坑は直ちに密閉する体制をたえず整えておくこと。

三、災害防止対策

1. 炭鉱別にフライアッシュ充填の増設計画を提示すること。
尚、今後流送重点に石膏、選炭スライムの利用などを検討すること。
2. 幌内並びにこれ迄の重大災害を省みて坑内火災の予防と防火対策を抜本的に検討し直すこと。
3. 各炭鉱に自動集中監視装置の拡充をはかり、専属の保安監理者を配番すること。
4. スラリー爆薬など安全性の高い火薬類の使用を検討すること。
5. 各炭鉱に専属の保安教育担当者を置くこと。
6. 頻発災害防止対策を積極的にすすめること。

四、深部化対策

1. 社内に深部化対策を検討する専属の担当者を配置し、この研究を積極的に推進すること。
2. 深部化移行を抑制するため、炭鉱毎に浅部採掘の可能性を検討し計画すること。

この要求書提出後、保安部長の交替があり会社の検討が遅れていたが、51年7月21日保安部長から要求に対して回答が出されたが、要求に対してその考え方では基本的に一致した。具体的対策として①保安管理面では決めたことは実行する体制を布く、②坑内骨格構造については要求の実現に努力する、③深部対策については、深部対策研究班を設置したので、深部対策のほか技術面で解明されていない点を併せて研究していく等その他で会社側は積極的姿勢を示したが、保安

委員の専従の問題については保安委員の任務が充分発揮出来る様配慮するとのことで専従には否定的であった。組合側は今後も更に保安対策について継続協議していくことを表明して交渉を終った。

8 遺体収容と生産再開

取明作業は予想通り略々順調に進み、行方不明者13名の収容に全力を傾けた結果、52年6月1日に2名を収容したのをはじめとして、同年7月3日最後の遺体を収容して、事故発生後1年7ヶ月振りに全員完了した。この間ひたすらになきながら求めてきた同僚並びにこの日を待ちわびていた遺族にとっては長くつらい歲月であった。

全遺体収容のあと6片の採炭準備も整ったので、幌内炭鉱の労使は同年9月14日札幌炭山保安監督局に対し保安対策を付して操業願を提出して了承を得た。その結果1年10ヶ月振りで10月1日より生産を再開することをきめた。生産再開により北炭夕張新炭鉱への出向者（最大時517人）の大部分が戻り、従業員は、坑内員1,201人、坑外員145人計1,364人となりマチは一気に活気づき、そればかりではなく北炭再建の支えとなるものと期待が高まった。

10月1日は、喜びの中で一番方が入坑し、6片4番上層で採炭を開始、午前中にベルトコンベヤーで石炭が搬出され、午後2時半過ぎ幌内駅より三笠駅に向って、石炭列車が発車し大勢の人達が喜びの中で見送った。

この石炭列車の出発式には、杉渕三笠市長、萩原吉太郎北炭会長ら関係者多数が参加した。

生産再開時の出炭目標は日産1,000トンであったが、その後の計画は、同年12月日産2,000トン、53年3月3,000トン、4月以降4,000トンへ増強し54年4月日産4,500トンの全面復旧を完成する予定であった。

9 保安に関する覚書の改訂

会社、炭労間で「保安に関する覚書」改訂に伴ない炭労離脱後初めて、下記の通り覚書を協定した。

覚 書

会社と職組とは、昭和41年5月6日付会社、炭労間の「保安に関する覚書」を双方に適用することを確認し、その一部を下記の通り改める。

記

一、保安に関する覚書

1. 記9の(4)を次のとおり改める。

会社は業務上の災害で死亡した組合員の遺族に対し、協定、社内規程に定める弔慰金・香典及びこれに準ずるものを含めて次の金額を支給する。

扶養家族を有する者が死亡した場合 900 万円 (税込)

その他の者が死亡した場合 675 万円 (税込)

この取扱いは、昭和 51 年 4 月 1 日以降、業務上の災害で死亡した組合員の遺族について実施する。

2. 記 9 の(7)を次のとおり改める。

(イ) 会社は業務上の災害で負傷し重度障害を残した組合員に対しその障害の程度により、次の障害見舞金を支給する。

労働者災害補償保険法施行規則

別表 1 の身体障害等級

第 1 級 70 万円 (税込)

第 2 級 41 万円 (〃)

第 3 級 26 万円 (〃)

第 4 級 12 万円 (〃)

第 5 級 7.5 万円 (〃)

この取扱いは昭和 51 年 4 月 1 日以降当該障害に認定された組合員に対し実施する。

(ロ) 上記 1 ～ 5 級該当者が退職した場合は、次の退職金別金を支給する。

第 1 級 有 扶 650 万円 (税込)

その他 488 万円 (〃)

第 2 級 有 扶 390 万円 (〃)

その他 293 万円 (〃)

第 3 級 有 扶 195 万円 (〃)

その他 146 万円 (〃)

第 4 級 有 扶 98 万円 (〃)

その他 73 万円 (〃)

第 5 級 有 扶 50 万円 (〃)

その他 37 万円 (〃)

この取扱いは昭和 51 年 4 月 1 日以降当該退職者について実施する。

二、この覚書の有効期間は昭和 51 年 4 月 1 日から昭和 52 年 3 月 31 日までとする。

昭和 51 年 7 月 21 日

北海道炭鉱汽船株式会社

取締役人事部長 荒木謙二郎

北海道炭鉱汽船職員組合

執行委員長 佐々木仁三郎

議事確認

1. 会社は、組合の協力を得て保安の確保に努力するが、不幸にして死亡事故発生の場合は、労使は慎重に原因の探求、事故対策の検討並びに今後の予防保安の確立をはかる。
2. 今後組合が抗議ストライキ実施の対象とするのは、次のとおりとする。
 - イ. 鉱山保安法規（含保安規程）に違反し且、明らかに会社の責任によって死亡を伴う災害が発生したとき
 - ロ. 施設の不備が直接死亡の原因となったとき
 - ハ. 労使協定事項、保安委員会決議事項に違反し、且明らかに会社の責任によって死亡を伴う災害が発生したとき
 - ニ. ガス、炭じん爆発、坑内火災、主要坑道や休憩所における崩落により死亡を伴う災害が発生したとき
 - ホ. おおよそ1ヵ月間に3回以上の死亡を伴う災害が発生したとき
 - ヘ. 払の大崩落により多数の死傷者を伴う災害が発生したときなお以上につき労使協議の結果、意見の整わない場合は、抗議ストライキ実施前に鉱務監督官等権威ある第三の意見を徴し、更に協議の上解決をはかるものとする。
3. 会社は、上記各項に該当し且所定解決手続きを経た上での抗議ストライキの行われた場合には、ストライキ実施にかかわらず所定弔慰金のほか、金一封として有扶300万円（税込）単身225万円（税込）を贈る。
4. 協定期間は昭和51年4月1日から昭和52年3月31日までとする。

昭和51年7月21日

両者調印

10 幌内炭鉱復旧並びに北炭再建問題

1. 労使協議会の会社提案

51年9月16日労使協議会が開催され、会社側から別紙の提案があった。この提案に当り会社側は9月の必要資金25億円調達の日途がたたず、早急に確保をはからねばならないが、そのためにこの裏付となる組合の合意が是非必要である。この緊急性を考慮されて提案中1,2項には即刻、3項以下については9月25日頃迄に同意を得たいと組合側に表明した。

これに北炭職組としては、会社提案を検討した結果、1項で幌内炭鉱について積極的姿勢が明らかにされたこと。2項の夕張炭鉱の5,000トン体制確立は北炭再建のためには必然であるとの判断から原則的に諒承し具体的には別途協議する。3項以下については機関に諮り別途協議するとの態度を決め会社側に回答した。しかし、会社提案は各項目とも具体的内容が明らかでないののでこの解明を求めたが会社側は即答出来ず、9月27日の団体交渉で別紙の様な提案説明があった。

2. 石炭鉱業審議会経営部会の経過

9月17日経営部会が開催され北炭問題専門委員会より北炭問題について、今後の進め方として、次の要旨の提案がありこれを確認した。

- ① 北炭再建のためには労使合意に基づく再建計画の策定が不可欠であり、北炭に対し提出を求めている。
- ② 北炭再建は企業の経営責任の下に労使協力して熱意と努力を示すと共に、それを基盤として政府、大口債権者、需要家等各方面がこれに協力することが必要である。
- ③ したがって、再建計画は、次の諸点を踏えたものでなければならない。
 - ① 北炭の自立体制を踏えたものであること。
 - ② 大口債権者、需要家等民間の協力が得られる着実な内容であること。
 - ③ 政府に対しては、上記原則を前提として国民一般の納得と支持が得られるものであること。
- ④ 今後の専門委員会の進め方は、北炭から提出される再建計画の内容について審議する。

3. 会社提案に対する組合側の対応

北炭職組は会社提案については、資金調達の可能性、計画達成の見込、関係筋の諒承の取付けなど今後の対応に持越されている。更に石炭鉱業審議会経営部会の中間報告でも労使双方に対して厳しい条件を求めているので、当面全力をあげて労使協力して再建計画をまとめるために努力する以外にはないとの考え方にたって対置要求を別紙の通りまとめ10月8日会社に対し要求書を提出した。

一方北炭労連並びに傘下労働組合は、炭労指導の下に10月7日会社と政府に対し対置要求を提出し、中央動員及び夕張、三笠では座り込みを実施したが、この行動には北炭職連傘下の各支部が参加した。

北炭職組は、9月13日より会社と団体交渉を開始し18日まで連日協議を重ね問題点の討議を行った。一方、北炭労連も団体交渉を進めていたが、炭労は本問題解決のため10月19日24時間ストを設定し18日午後から団体交渉を再開し19日未明諒解点に達し解決した。

北炭職組は炭労交渉妥結後直ちに独自に交渉を再開し会社側の最終回答を求め検討した結果、全般に亘って会社側の積極的姿勢を確認したのでこれを諒承し妥結した。

会社計画に対する同意書並びに協定書は別紙の通りである。^{註1)} 職員組合の対置案は次の通りである。

注(1) 職員組合は昭和51年10月1日次の対置案を提案した。

会社再建計画の提案に対する組合対置案

No.1

51.10.1 北炭職員組合

9.16 緊急労使協議会の提案事項	9.27 団体交渉の提案事項	組合対置要求事項
1. 幌内炭鉱 51年10月以降斜坑の取明による遺体収容をはかると共に、復旧を目標とし早急に7片迄の作業を促進する。 尚、復旧期間中の余剰人員については、夕張新炭鉱等へ出向されたい。	(1) 遺体収容並びに7片迄の復旧工程及び取明作業の必要人員は、 ① 7片迄の取明作業すすめ、り災者の収容は52年6月。 ② 51年2月以降5～6片の準備をすすめ52年10月から生産再開1,000トン～53年4月4,000トン。 ③ 必要人員213人～217人(生産再開まで)詳細は別紙(1)、(2)の通りである。 (2) 上記取明作業必要人員以外は夕張新炭鉱等へ出向となるが、出向時期並びに人員については、 ① 10月から新たに新炭鉱へ23名を出向させる。 ② 清水沢炭鉱出向者5名は当初予定より3ヶ月延長、12月末に幌内に帰山。 ③ 52年9月末を以って全員幌内に帰山。 詳細は別紙(2)の通りである。 (3) 夕張新炭鉱の職種別受入人員等については別途山元に於て協議する。	(1) 完全復旧を確約すること。 (2) 復旧計画の達成については会社の責任に於て完遂されたい。 (3) 復旧資金の完全確保をはかられたい。 (4) 復旧作業中の保安確保について万全を期すこと。 (5) 再建後の保安生産計画の策定に当っては、3月5日提示(労使経営安定委)の「保安対策緊急措置」を折込むこと。 (6) 深部開発の保安対策のため、社内に専門機関を設置して検討を行うこと。 (7) 夕張新炭鉱への派遣者の取扱いについて、 (イ) 家族同伴の希望あるものについての受入体制に万全を期せられたい。尚具体的には別途協議する。 (ロ) 福利厚生関係の改善をはかること。尚具体的には別途協議する。
2. 夕張新炭鉱 日産5,000トン体制の早期確立が北炭再建の急務であることを確認し、労使協力してその実現を期す。 これに要する人員等、その具体的方法については早急に別途協議する。	幌内炭鉱出向者の増強により保安の万全を期し、早急に日産5,000トン体制を確立する。尚、5,000トン体制確立迄の間の計画については、 ① 人員計画は10月坑内1,780名(内幌内520名)坑外92名、計1,872名。11月以降坑内50名増員(幌内出向者) ② 出炭計画は10～12月3,000トン、1月3,500トン、2月以降5,000トン。 詳細は別紙(3)、(4)の通りである。	(1) 坑道掘進並びに坑道拡大計画について提示すること。 (2) 保安の管理体制を含む強化対策について提示すること。 (3) 派遣者の受入れに対応する坑内外諸施設の改善計画を提示すること。 (4) 職員の坑内外人員配置計画を提示すること。

No.2

9.16 緊急労使協議会の提案事項	9.27 団体交渉の提案事項	組合対置要求事項
3. 夕張新第二炭鉱 (1) 薄層化が顕著となったので早急に炭量調査を実施する。 (2) 其の結果操業継続が困難と認められた時は別途協議する。	(1) 炭量調査は今迄の基礎データに基づき最近の薄層地帯の採炭、掘進の実績を勘案し、可採炭量を検討し早急に終掘の時期を決定する。 (2) 終掘の場合職員については、社内配転を行うほか全社的に調整し就職斡旋を行う。 (3) 上記の具体的方法については別途協議する。	(1) 現鉱区内は勿論、隣接鉱区を含む、採掘の可能性について再検討を行うこと。 (2) 操業継続が困難とみられた場合は、完全雇用を原則として社内配転を行うこと。
4. 清水沢炭鉱 現採炭区域は54年度末終掘となるため53年度から東部区域の本格着工を行い、55年度に新区域へ全員移行する。	清水沢東部開発は昭和53年度より本格着工する。 現区域の炭量は昭和54年度末で枯渇する見込であるが、昭和55年度には東部第1斜坑区域の採炭を実施し、昭和56年度より東部第2斜坑区域の採炭を開始する。	現行区域並びに東部第1斜坑区域の終掘迄に東部開発の完成を実現するために着工の時を極力早められたい。
5. 真谷地炭鉱 (1) 労使協力のもとに早急に自立体制の確立をはかる。 (2) 上記自立体制確立のため具体的対策については、山元に於て別途協議する。	自立体制確立のため早急に日産1,610屯を確保することとし、その具体策については別途山元に於て協議する。	(1) 機構の見直しについて結論が出次第組合に提示すること。 (2) 9片以深の炭層を把握するための探炭計画を早期に明示すること。
6. 附帯部門の合理化 化成工業所、炭鉱病院並びに管理部門については、合理化を実施せざるを得ない状況にある。具体的内容については目下検討中なので、成案を得次第別途協議する。	(1) 化成工業所については、コークス市況その他を勘案し合理化案を検討中であるが、昭和52年10月に提案する。 (2) 炭鉱病院の診療体制については、 ① 清水沢宮前地区に新たに診療所を設置し、平和、清水沢、真谷地、登川の各診療所を廃止し新診療所に統合する。新診療所は昭和52年度中に完成し昭和53年度より統合する。 ② 昭和52年9月末を以て幌内病院並びに新幌内病院を廃止し、三笠市立病院ほか社外診療機関を利用する。 詳細は別紙(5)の通りである。	(1) 化成工業所の将来計画については極力早期に提示すること。 (2) 管理部門のあり方について検討出来次第、早期に提示すること。 (3) 炭鉱病院の診療体制については ① 病院の統廃合に伴う人員配置については完全雇用を原則とし社内配転を行うこと。 ② 幌内炭鉱病院の全面廃止を撤回し、幌内病院に統合し存置すること。

同意書

北海道炭鉱汽船株式会社の再建計画に同意し、実現に協力する

昭和51年10月19日

日本炭鉱労働組合

中央執行委員長 里谷和夫

北海道炭鉱汽船株式会社

労働組合連合会

会長 橋本俊隆

北海道炭鉱汽船株式会社

執行委員長 佐々木仁三郎

協定書

北海道炭鉱汽船株式会社と北海道炭鉱汽船職員組合とは当社再建計画に関し、下記の通り協定する。

記

1. 幌内炭鉱

(1) 復旧作業

遺体収容を最優先とし、早急に7片迄の作業を促進する。

復旧工事に対し、技術上保安上の蹉跌が生じない限り全面復旧を目標として作業を促進する。

(2) 保安確保

復旧作業中の保安確保については、労使協力して万全を期す。

又生産再開後の操業に当っては先に提案した「保安対策緊急措置」を実施する。

(3) 人員計画

取明復旧作業所要人員は山元で協議する。上記以外の人員は夕張新炭鉱等に派遣する。

その職種別人員、労働条件、福利厚生関係については別途協議する。

No.3

9.16 緊急労使協議会の提案事項	9.27 団体交渉の提案事項	組合対置要求事項
7. 組合協力要請事項 幌内炭鉱が復旧する迄の間は、大手4社並の賃上げ並びに期末手当の支給は、不可能な実情を御認識の上御協力願いたい。	昭和52年度末迄の間、賃上げ並びに期末手当については大手4社の決定額並みの支給は、不可能なので格差を設けたい。尚、その格差については都度協議する。	賃上げ並びに期末手当については都度協議する。しかし、労働条件問題は、われわれにとって重要な問題なので将来にむけての改善の考え方を明らかにされたい。

2. 夕張新炭鉱

(1) 保安確保

保安管理体制、坑内骨格構造の整備等保安対策については、その万全を期す。

(2) 生産計画

日産5千トン（年産150万トン）体制を確立する。

このため社員人員、坑道掘進、坑道維持拡大等の計画については山元で協議する。

(3) 派遣者の受入

幌内炭鉱より派遣者の受入に当り、諸施設の改善については山元で協議する。

3. 夕張新第二炭鉱

労使調査団による現炭鉱区の炭量調査を実施し、炭量枯渇が判明した場合は、事後対策について別途協議する。

4. 清水沢炭鉱

現稼行区域の炭量は昭和54年度末をもって枯渇するため、出来る限り早期に隣接する東部区域の開発を行い、昭和56年度より新区域に移行する。

5. 真谷地炭鉱

自立体制確立のため、日産1,610トンを確保することとし、人員計画、生産計画、保安対策、炭層状況調査及び対策等具体策については別途山元で協議する。

6. 化成工業所

自立のための対策を樹て改善に努力するも収支つぐわない時は改めて協議する。

7. 病院関係

病院の統廃合に関し、地域の意向を配慮して別途協議する。

8. 再建計画に関する資金対策

幌内炭鉱の復旧資金を含め再建に要する資金は関係先の援助と相俟って会社が責任をもって確保する。

9. 賃金及び賞与のあり方について

昭和52年度末までの賃上げ、期末手当のあり方については、経営の厳しい事情を認識し、都度協議する。

昭和51年10月19日

北海道炭鉱汽船株式会社

取締役社長 斉藤 公

北海道炭鉱汽船株式会社

執行委員長 佐々木仁三郎

了解事項

北海道炭鉱汽船株式会社と北海道炭鉱汽船職員組合とは、当社再建計画に関し、下記の通り了解する。

記

1. 深部対策

「深部開発特別研究班」の実効ある運営強化をはかる。

2. 管理部門のあり方

管理部門のあり方については、成案出来次第提案する。

3. 夕張新第二炭鉱

隣接鉱区の開発構想については、地域社会問題として受けとめ検討する。

4. 幌内炭鉱より派遣者の取扱

家族同伴を希望する者については別途協議する。

昭和51年10月19日

北海道炭鉱汽船株式会社

取締役人事部長 荒木謙二郎

北海道炭鉱汽船職員組合

執行委員長 佐々木仁三郎

4. 再建計画合意後の経過

労使で合意した再建計画は、10月19日通産省(石炭審北炭問題専門委員会)に提出し、本件は政府に委ねられることになった。

(1) 北炭問題専門委員会の態度

再建計画の提出を受けた専門委員会は、直ちに検討に入りその結果、11月4日開催された石炭審経理部会に中間報告を提出した。この中間報告は次の様な厳しい所見と計画の見直しを指摘したものであった。

- ① 幌内炭鉱復旧には、人員配置、作業方法の改善等を中心として極力経費の抑制を行い、今後生ずるであろう多くの変動要因に充分対処し得る着実な計画とすること。
- ② 生産体制については、保安の確保に充分配慮して早急に生産体制の強化を図るための計画を付加すること。
- ③ 管理部門等の経費の節減の計画を明示すること。
- ④ 付帯部門等について措置を出来るだけ早期に行う様計画すること。
- ⑤ 人員計画については、新規採用の計画となっているが、現下の同社のおかれている厳しい経営環境を勘案すれば所要人員については極力配転などにより対処すべきと考えられ適切な人員計画を策定する様検討すること。

⑥ 設備投資計画は、この際徹底的に洗い直し投資の優先順位を検討して、資金調達能力と十分に調和のとれた投資計画とすること。

⑦ 資金計画については、外部資金への依存を極力減少させると共に、資金の調達の内容を具体的に明らかにすること。

以上の報告について経理部会は諒承しこれに基づいて北炭に対し計画の見直しを求めた。

11 北炭の対応

石鉱審経理部会から再建計画の見直しを支持された会社は、組合側に対し「労使で合意した基本路線は変えないが、指摘を受けた7項目について具体的に再検討を行う。細部で変更ある場合は組合に説明する」ことを表明した。会社は指摘事項の見直しについて通産省とのヒヤリングで問題を詰め11月29日にこれを提出した。

1. 石鉱審経理部会の答申

再提出した再建計画に対し、1月12日開催された石鉱審経理部会は「修正された再建計画は当初計画に比べ着実性が増した」と評価し、なお残る問題については今後実施段階で、労使が協力して適格に対処することを条件に、又、政府に対しては、災害復旧に対する合理的な助成のための方策を速かに検討し、幌内炭鉱復旧につき適切な助成措置を講ぜよ、という主旨の答申をまとめ田中通産大臣に提出した。

2. 北炭職組の対応

再建計画合意後、各支部の機関を開催して経過を確認すると共に具体的問題の取組みをすすめた。

① 幌内炭鉱から新炭鉱への派遣

再建計画で新たに新炭鉱に26名を出向させることに合意しているので、幌内支部は、派遣に伴う諸条件について既派遣者との懇談などを経て要求事項をまとめ現地会社側と団体交渉を行った結果、11月9日から派遣を実施した。更に再建計画の見直しで新たに事務部門を含め19名を年末の差迫った12月28日から派遣した。

② 夕張新第二炭鉱炭量調査

別掲の通り12月13日から3日間調査団を編成して調査を進めたが、この調査団には佐々木仁三郎本部委員長以下3名が参加した。

③ 51年10月19日付再建協定で、賃金及び賞与のあり方について、昭和52年度までについては経営の厳しい事情を認識し、都度協議することとした。

しかし、同日付で会社対炭労、北炭労連間に於て、52年度賃金並びに51年度上期同下期々末手当に次の様に具体的に協定した。それによれば

④ 賃上げについては大手4社の妥結額の70%とする。その他については大手4社の決定通りとする。

⑤ 期末手当については、大手4社妥結額の55%とする。但し、格差分については、経営状況が好転した場合に考慮する。

この様に具体的に協定済みのため、北炭職組としてもその後の会社との協議でこれに準じて実施することとした。但し期末手当格差分45%については、その後経営状況は一向に好転せず加えて夕張炭鉱の倒産の影響により未払いの俵終った。

12 幌内再建問題で労使が国会に招かれる

51年10月8日開催の衆議院石炭対策委員会と同月19日開催された参議院商工委資源エネルギー小委員会に労使代表が参考人として招かれた。衆議院には、会社側代表として萩原吉太郎北炭会長、組合側代表は、里谷炭労委員長、佐々木仁三郎北炭職組委員長の3名で、参議院には、以上の3名の外に、会社代表として斉藤北炭社長が出席した。夫々開会の冒頭に各代表はそれぞれ15分～20分の意見を述べたが、北炭の萩原吉太郎と三井資本に対して向けられ、北炭の歴史的体質を批判する含意のものであった。

各代表の意見は主として会社側が、当初の幌内縮少案から、全面復旧に転換した理由と釈明を主張したのに対し、意見を述べ、及び資金援助、災害特別融資制度の新設等を重点として意見を述べた。組合側は、幌内炭鉱の従業員の半数近くが他炭鉱に出向して不自由な生活に耐え、又、組合は賃金、期末手当の不払を避けるため独自で融資を確保するなどして再建に期待をかけ努力している等の実態を述べ夫々の立場で再建への協力を要請した。この中で佐々木北炭職組委員長は特に北炭の経営悪化の主な要因は35年の夕張第二炭鉱の爆発事故にはじまって夕張第一鉱、平和炭鉱、幌内炭鉱の大災害によることを指摘し今後の再建は保安管理体制の強化が重要な課題であることを強調した。このあと参考人への質問が行われたが、両院とも主として萩原吉太郎会長に向けられた。

会社側に対する質問の主なものは、幌内縮少案を短期間に全面復旧に変更したのは何故か、北炭には社長が2人いるといわれる程経営姿勢が乱れている、経営悪化の後始末を政府に任せるという安易さが大巾赤字を生んできたのではないかと、再建計画では従業員の賃金は他社との格差がつけられているが、労働者の犠牲による再建にならないかと等厳しい指摘があった。

13 夕張新第二炭鉱閉山

51年10月19日付再建協定の中で「夕張新第二炭鉱については労使調査団による現鉱区の炭量調査を実施し、炭量枯渇が判明した場合は、事後対策について別途協議する」ととりきめていた。このため同年12月16日から3日間調査団(学識経験者3、会社4、職組3、労組9)を編成し、

団長には木下重教北大教授が就任、北炭職組は、本部佐々木委員長、本間夕張支部委員長、北野同副委員長が参加した。調査団は会社から事情聴取、入坑調査のあと会議をもって可採炭量、経済性などについて討議した結果、木下団長と学識経験者にとりまとめを一任し、52年1月31日経済性にはふれず次のようにまとめられた。

「現有の可採炭量に鉱命延長を考慮し、右二片深部、右三片を採掘するとして、約60万トン月産5～6万トンとして10～12月間の延長が可能と思われる。しかし、これは飽迄未採掘区域の炭層状況に対する推定であって右二片深部、右三片の採掘については、労使間で充分検討されることを要望する」と報告された。

会社はこの報告にもとづき、52年2月17日あらゆる面から検討した結果として、右二片深部、右三片の採掘は技術的に困難であると表明、その後4月11日経済性からしても鉱命延長等による損失は110億円、夕張新炭鉱の移行遅れで175億円計285億円の資金不足になり、この膨大な資金調達は不可能で北炭全体の崩壊を招くことになるので現行採掘区域が終掘する昭和52年8月末をもって閉山し従業員は坑内適格者は各炭鉱に移行、坑外、事務関係の必要人員は社内に移行、その他人員については、関連企業はじめ就職斡旋に最大限に努力するとの提案をしてきた。

北炭職組の態度

1. 調査団の報告にあるように鉱命延長をはかったとしても最大2年以内と推定される。
2. 鉱命延長をはかるとすれば坑道掘進の期間、人員不足のため出炭を落し対策するしかない。
3. 経済的には設備投資を必要とし又減産による赤字は必至である。
4. 夕張新炭鉱の計画出炭は人員不足のため確保されず、又、幌内からの出向者の帰山後の補充は新規採用が期待出来ず社内配転によるしかない。
5. 再建計画が石炭審理部会で承認された経過からして夕張新炭鉱の計画出炭をせずに更に鉱命延長によって膨大な赤字を発生させることは客観的にみて許されない。

以上のことから、経済性、幌内炭鉱の復旧、夕張新炭鉱の人員不足等から鉱命延長は至難であるとの判断を決めた。

夕張労組の動向

夕張労組は調査団の報告を諒承したが、会社提案に対しては閉山を意味するものであるとして資源尊重を前提にして、閉山を阻止し飽迄鉱命延長をはかるという方針を決め、化成工業所の再建、病院の統廃合の問題と併せて交渉をすすめた。一方で中央、道の関係先に対し閉山阻止の要請行動を展開した。更に夕張労組は4月27日24時間ストを決行、当日は道炭労と共に対道交渉を実施、4月29日には第二波の24時間ストを実施、夕張地区労は抗議集会を開催した。このあと5月2日3日団交をもったが交渉は進展せず翌4日第三波の24時間ストを決行した。双方対立

の俣、夕張労組、北炭労連傘下組合員、夕張市民会議と炭労、道炭労による対政府、道の要請行動を5月16、17日実施した。其の結果5月17日通産省より労使双方に対し次の政府見解が示された。

14 政府見解

夕張新第二炭鉱問題については、本来、労使間の交渉により自主的に解決されるべきものである。しかし、その後、労使交渉の進展がみられず、長期に亘り、この俣推移するならば、北炭(株)全体の経営に重大な支障を生ずるという事情もあり、極めて重要な問題となっている。さらに、北海道知事、夕張市長など関係者から、早期解決の要望もあったので、労使双方から交渉の事情を聴取した。

この結果、労使双方とも早期解決をはかるべきとの意向が十分汲みとれた。したがって、労使双方は、このような現状を十分認識し、従来の交渉の経緯にこだわることなく、速やかに交渉を再開し、本問題を早急に解決することを期待する。

この政府見解にもとづいて5月23日交渉が再開され、会社側から「閉山の時期は原則として10月末日とする」との修正提案がなされた。

労組側は、政府見解並びに会社修正案を検討した結果、条件交渉に方針を変更することを決めた。

北炭職組は、先に閉山止むなしの態度を決めており、会社の修正提案の背景、労組の動向の推移から、他炭鉱への移行並びに諸条件に取組むことにし各支部委員会に諮り要求をとりまとめた。6月16日要求書を提出、7月2日から交渉に入った。その結果7月4日下のような諒解点に達し妥結した。

妥 結 内 容

○移行する者の取扱

1. 退職手当

交付金の範囲内とし控除利率は年3.8%の単利とする(交付金支給後に夕張一鉱、平和鉱の既対象者も同率とする。)

2. 解雇予告手当

平均賃金の30日分を支給する。

3. 移行支度金

有扶養者 28万円 単身者 23万円

但し一年以内の自己退職者は一括返済する。

4. 酒肴料

1人当1万円を支給する。

5. 労働条件

継続勤務した者と同様に取扱う。

○移行しない者の取扱い

	停年間の者	再採用者（含嘱託）
1. 退職手当	停年扱いに準ずる	期間満了者の扱い
2. 解雇予告手当	平均賃金の30日分	平均賃金の30日分
3. 酒肴料	1万円	1万円
4. 期末賞与、帰郷旅費、 年次有給相殺残日数慰労	停年扱いに準ずる	期間満了者の取扱い

○上記以外の者の取扱い

1. 退職手当

社務都合退職の取扱いとする。

2. 解雇予告手当

平均賃金の30日分を支給する。

3. 酒肴料

1人1万円を支給する。

4. 期末賞与、帰郷旅費、年次有給休暇残日数慰労

社務都合退職の取扱いとする。

5. 支払時期

別途協議する。

6. 炭鉱離職者臨時措置法の適用

関係官庁に申請する。 以上

15 夕張新第二炭鉱閉山妥結後の経過

1. 終掘及び撤収作業

52年8月11日、右零片第3ロングの採炭が終了してから8月31日をもって採炭作業は全面的に終了し、9月1日より撤収作業を開始、10月末日をもって一切の作業を完了し直ちに密閉作業に入った。

2. 密閉作業及び遷座式

坑口閉鎖工事は52年11月1日札通炭業第260号をもって認可されたので同日直ちに作業に着手、入気斜坑、第一排気斜坑はともに11月14日、扇風機風道は11月20日夫々作業を終え密閉

は完了した。

坑口神社の遷座式は、11月22日午後3時より関係者が集まっておごそかに執行され、47年1月出炭開始以来6年間の歴史を閉じた。

3. 買上申請と鉱業権の消滅

北炭職組夕張支部並びに夕張労組は買上申請に対し昭和52年9月末日石炭合理化事業団が夕張新第二炭鉱を現地調査することに同意する「交付金申請評価に関する同意書」に調印し鉱業権は昭和53年6月29日消滅した。

職員組合員職種別移行先人員 () 内主任内数										
区 分	夕張新鉱	清水沢	真谷地	幌 内	電力所	経 理	人 事	健 保	退 職	計
採 鉱	(7) 47	2	(1) 2						(1) 8	(9) 51
機 械	(1) 9	5	1	(1) 3	1				2	(2) 21
電 気	(1) 6	3	1	(1) 3	(1) 2					(3) 15
その他 技 術	1		1	1						3
事 務	7	1	3	1		1	1	2	3	19
計	(9) 67	11	(1) 8	(2) 8	(1) 3	1	1	2	(1) 13	(14) 114

註(1) 退職者13名の内訳 再採用者5名、臨時嘱託1名、現役7名(内1名停年1年以内)

(2) 退職の再採用者5名の中2名は、夕張新炭鉱に嘱託として採用

鉱員再採用先別、職種別退職者人員									
区 分	坑 内	坑内外	坑 外	坑外準備員	準備員	準備員謝礼	謝 礼	謝礼準	合 計
夕張新鉱	525	4	25	19	45	1	8		627
清 水 沢			9	6		1			16
真 谷 地			4	2				1	7
幌 内			16						16
電 力 所			11	1					12
化 成			1		2				3
分 室			14	1	14		1		30
計	525	4	80	29	61	2	9	1	711
%	84.5		85.6		55.8		45.5		80.1
退 職 者	96		19		50		12		177
%	15.5		14.4		44.2		54.5		19.9
合 計	621		132		113		22		888

註1) 坑内外とあるは、坑外夫より坑内夫への職変

2) 鉱員の退職は7月23日、移行は7月30日より開始され11月14日をもって完了した。

16 見直し再建計画

北炭の再建問題については、51年10月19日付労使間で合意した再建計画が、石鉱審経営部会

で承認され、幌内炭鉱の災害復旧に対する特別融資制度が適用され再建路線が敷かれ計画が実施に移された。しかし、この再建計画は夕張新炭鉱の日産 5,000 トン確保が前提であるため、夕張新炭鉱の出炭の落ち込みは企業収支を著しく悪化させ、資金繰りに大きく齟齬をきたす結果となった。

このような状況から、会社は 52 年 12 月 5 日開催した特別労使協議会で「現状、当社は莫大な借入金をかかえて自立更正の途は閉ざされ、絶体絶命の境地に直面している。このため、石炭生産部門を分離独立させて、夫々の自立更正の途を拓くこととした。」として、夕張新炭鉱の生産計画、清水沢東部開発の中止、化成工業所の閉鎖、管理部門の縮小等の見直しの上に立って、石炭生産部門を分離し三社を独立させて再建をはかるという計画が提示された。

このあと、職労夫々が労使協議会分科会、団体交渉で会社側との協議を進めた結果、53 年 1 月 18 日その大綱について、夫々合意した。この計画では、経理面で 56 年度末迄に約 300 億円の資金不足が見込まれ、この対策として、夕張新炭鉱開発資金の財政肩代り、幌内炭鉱災害復旧費の援助増額と借入金の返済猶予など、政府、金融機関、ユーザーの援助協力に全面的に依存しているものであり、会社側も「自らなすべきことをなして、その上で政府と金融機関の支援を懇請する以外に途はない」とし見直し再建計画を再提出した。しかし、通産当局は「現行法の枠内における助成は行いが、財政肩代りや財政資金全額補助並びに財政投融资などは絶対出来ない」との態度を明らかにしており非常に困難な状況の下で自立再建をめざし生産部門分離と分社を主軸にして再生の途を求めたのである。^{注(2)} 北炭の再建案の内容は次のものである。

注(2) 北炭の再建案は次のようなホールディング・カンパニー（持株会社）構想である。

新会社の自立計画

(1) 夕張炭鉱株式会社

- ① 資本金は 10 億円とし、全額を北炭社が出資する。
- ② 事業計画は、当初 4 切羽日産 4,400 トン体制であるが、北部区域の開発が完了する 56 年 7 月以降は 5 切羽日産 5,500 トン体制を確立する。この時の所要実働人員は 2,173 名、能率は 62.2 トン／人／月である。
- ③ 損益の見通しについては、53 年 10 月から 56 年度間は赤字であるが、57 年度以降は黒字基調に転じ、5,500 トン体制確立後は安定した剰余金の発生により、その後 8 年間、即ち 64 年度末をもって債務の償還を完了しうる見込みである。
- ④ 清水沢炭鉱は、東部開発を中止する。従って現稼行区域の炭量が枯渇する 54 年度末（推定）をもって終掘とする。これに対処して夕張新炭鉱に移行することとし、移行計画は現地において組合と事前に協議する。
- ⑤ 電力所は、53 年より 3 年間で北海道電力(株)よりの送電線増強工事を実施してもらい、夕張地区当社送電線に連けいし受電体制を完了する。現有火力については維持補修が限界と思われるので 58 年度より廃止する。

なお坑内ガスの有効利用と保安電力確保を企図して 57 年度中に 12,000 KW 程度のカスタービン発電所を新設する。

- ⑥ 夕張炭鉱病院は、赤字減少の対策として人工透析、雑役部門の請負切替などを実施したが、更に基準看護、検査部門の強化、医療単価のアップなどを実施する。

(2) 真谷地炭鉱株式会社

- ① 資本金は、3 億円とし、全額を北炭社が出資する。

-
- ② 事業計画は、自立出炭日産1,610トンを持続的に維持するためには61年度より第四立坑を掘き出し、65年度以降13片以深の採掘に備えることが不可欠である。これに要する投資額は66億円である。長期計画の所要実働人員は767名、能率は51.6トン/人/月である。
- ③ 損益の見通しについては、均衡ラインを基調とし、60年度以降累積損失を脱却する。しかし、第四立坑の完成稼働による減価償却費の負担増加により66年度以降は再び損失を余儀なくされるので、経過金融を考慮しなければならない。
- ④ 従って将来問題として、深部移行に伴い条件の悪化が予想され、殊に13片以深の採炭には大規模の投資が必要となるので、①真谷地炭鉱は13片レベル以深は操業せず、その以前に地質調査の完了している穂別炭田地区に新炭鉱を造成して移行するか。②真谷地炭鉱を引続き操業し、穂別炭鉱は別個に坑内員を確保して新炭鉱として操業するか。事前に組合と協議してその方向を決定する。
- (3) 幌内炭鉱株式会社
- ① 資本金は、5億円とし、全額を北炭社が出資する。
- ② 事業計画は、5片ポケット上部坑道の発熱現象により西部区域の展開が大幅に遅れたため日産4,000トン体制は4ヶ月遅れの8月以降となる。8月以降の出炭体制は計画通りで、54年4月より日産4,500トン体制となり災害前の生産規模に復帰する。しかし、現中央区域のみでは深部移行が早まるため旧住友奔別閉鎖区域の北部区域開発を56年度より着工し5年の工期をもって完成する。総工費は125億円である。61年度より現中央区域と併行稼働のこととし日産4,500トンを維持する。長期計画の所要実働人員は1,532名、能率は72.2トン/人/月である。
- ③ 損益の見通しについては、分離後55年度迄は減価償却費の負担のため赤字で推移するが、56年度以降60年度迄は北部区域開発の補助金収支もあり、経常損益段階で年間平均約14億円、肩代り元本補給金を含むと約18億円の利益計上が期待され、これにより累積損益も57年度以降黒字に転ずる見込である。北部開発については、56年度より5ヶ年間に亘り125億円の支出を要するが、これはその全額を補助金並びに財政投融資で賄うため資金逼迫とならないが、61年度以降その約定返済を要するので資金収支の黒字は縮まることとなる。かかる資金繰りに基づき分離時に分割された市民間借入金は、57年度以降10ヶ年間、即ち66年度迄に完済の見通しである。
- (4) 北海道炭鉱汽船株式会社 (旧北炭社)
- ① 資本金は、現在の額そのままとする。
- ② 事業内容は、石炭生産部門各社に共通業務である石炭の販売と輸送及び資材の一括購入を主体とする。従って新しい視点に立って業務の再編成を断行し、その業務に対応した最小必要限度の所要人員により経営を継続する。
- ③ 債務の償還については、分離時の債務継承額は435億円となるが、このなかに下/52～上/53の不足資金85億円が含まれており、これを自己努力により解消を図る所存であるため実質上は350億円である。その後56年度末迄には不動産売却による被担保債務の償還等により、更に66年度末迄には市中金融機関等の借入金債務を償還する。その結果、66年度末の債務残高は139億円となる予想である。この弁済については、石炭部門新会社が債務を完済後に再合併を行い、その収益によって約3年半で完済しうる予定である。
- ④ 地質調査所、機械計算業務は、分離に当って各々関係会社に移管する。移管に伴う条件については別途協議する。

17 修正見直し再建計画

53年2月7日労使が合意した見直し計画を政府に提出したが、しかし、この段階に至ってもなお夕張新炭鉱の出炭は回復しない俟に推移した。このため支援の継続を約束していた関係方面では、北炭労使の姿勢の甘さを指摘し強い不信の念をいだき、援助の打ち切りを表明するまでに立至り、見直し再建計画にもられた内容そのものが極めて甘いという声が大きく、三度修正をせざるを得なくなった。

このため、会社は夕張新炭鉱の出炭の下方修正、賃金の釘づけ、期末手当の半減、労務債の棚上げ並びに設備投資の削減等、自己努力を盛り込んだ「修正見直し計画」を組合側に提案してきた。

この提案は、直接労働条件の切下げにかかわる内容だけに、組合側内部で問題になったが、北炭の崩壊を回避するには、関係先の援助は不可欠の要素であり、その前提として、自己努力をもって再建する以外にないとの判断にたって53年5月25日同意しこれを政府に提出した。その後も、各炭鉱の出炭は1時低下するなど問題が出たが、最終的に7月20日石炭審は異例ともいえるべき厳しい指摘を付してこれを認め、次いで7月26日、正式に通産大臣はこれを認可した。

このような苦難の過程を経て、53年10月2日、当初予定した通り、北炭夕張炭鉱(株)、北炭真谷地炭鉱(株)、北炭幌内炭鉱(株)の生産部門三社と旧北炭社が下のように夫々独立した。

(1) 北炭夕張炭鉱株式会社

(イ) 夕張新炭鉱

坑道の維持並びに準備坑道の掘進を計画通り実施し、年130万トン(日産4500トン)の安定を当面の目標とする。必要且十分な採掘区域を造成し、昭和56年度中に日産5,500トンの出炭体制とし、昭和57年度以降年産160万トン体制を確立する。

(ロ) 清水沢炭鉱

(I) 清水沢東部開発は中止する。

(II) 現区域の可採炭量は150万トンと見込まれるが、それ以外の炭量については、今後技術上、経済上の観点から十分検討の上、採掘の可否を山元に於て協議決定する。

(III) 終掘時点に於ける社員の雇用及び諸条件については別途協議する。

(2) 北炭真谷地炭鉱株式会社

昭和52年1月末山元労使協議に基づく当鉱自立安定出炭年産47万トン(日産1,610トン)を確保する。

(3) 北炭幌内炭鉱株式会社

採炭切羽の増加をはかり、昭和53年8月以降日産4,000トン、引続き昭和56年4月以降年産130万トン(日産4,500トン)体制を確立する。

以上の「修正再建見直し計画」は北炭を持株会社（ホールディング・カンパニー）にして再建する形式を採用し、分権化を進める方向で纏り、以下の(1)同意書、(2)協定書、(3)確認書、(4)覚として(5)議事確認を経て実施され、北炭の再編成を完了するのである。

(1) 同 意 書

北海道炭鉱汽船株式会社の再建見直し計画に同意し、実現に努力する。

昭和53年5月25日

日本炭鉱労働組合

中央執行委員長 里谷和夫

北海道炭鉱汽船株式会社

労働組合連合会

会長 橋本俊隆

北海道炭鉱汽船職員組合

執行委員長 斉藤伝一

(2) 協 定 書

北海道炭鉱汽船株式会社と北海道炭鉱汽船職員組合及び北海道炭鉱汽船株式会社社員組合都市連合会とは、北海道炭鉱汽船株式会社再建計画見直しに関する昭和53年1月18日付会社、職組、都連間協定書を下記の通り修正して協定する。

記

一、労使協力による再建達成について

当面する危機打開と再建達成のため、労使一致協力して、再建計画の達成を期す。

二、石炭生産部門の分離について

1. 北海道炭鉱汽船株式会社（以下北炭社）は、石炭生産部門を分離し、北炭夕張炭鉱株式会社、北炭真谷地炭鉱株式会社、北炭幌内炭鉱株式会社の三社（以下石炭新会社という）を発足させる。

但し、北炭夕張炭鉱株式会社には、現夕張新炭鉱と清水沢炭鉱並びに電力所、地質調査所、夕張病院、宮前診療所を含み北炭真谷地炭鉱株式会社には現真谷地炭鉱並びに真谷地病院、登川診療所を含み北炭幌内炭鉱株式会社には現幌内炭鉱並びに幌内病院を含む。

なお、石炭生産部門分離後の北炭社は、石炭新会社の石炭販売及び資材購入の委託業務を行う。

借入金債務等の分轄負担については、石炭新会社の収益力並びに債務償還責務に応じ衡平な分轄を行うこととする。

石炭新会社設立の時期は、昭和53年10月2日を目途とし、その資本金の全額を北炭社

が出資する。

2. 石炭新会社に不測の事態が発生した場合は、北炭グループ全体の資金融通により対処する。
3. 石炭新会社の事業計画については、労使相協力して保安確保を基礎とした計画出炭の達成により自立経営を維持することを前提とする。

(1) 北炭夕張炭鉱株式会社

(イ) 夕張新炭鉱

坑道の維持並びに準備坑道の掘進を計画通り実施し、年産 127 万トンの安定出炭を当面の目標とする。

必要且十分な採掘区域を造成し、昭和 55 年度以降年産 134 万トン体制を確立する。

(ロ) 清水沢炭鉱

(a) 閉山時期は、計画上昭和 55 年上期とするが、現行区域以外の炭量については、今後技術上、経済上の観点から十分検討の上、採掘の可否を山元に於て協議決定する。

(b) 夕張新炭鉱への移行計画については、山元に於て協議の上、決定する。

(c) 終掘時点に於ける社員の雇用及び諸条件については別途協議する。

(2) 真谷地炭鉱株式会社

昭和 52 年 1 月末山元労使協議に基づく当炭鉱自立安定出炭年産 47 万トン体制を確保する。

(3) 北炭幌内炭鉱株式会社

採炭切羽の増加をはかり、昭和 53 年 8 月以降日産 4,000 トン、引続き昭和 54 年 4 月以降年産 130 万トン体制を確立する。年産 130 万トン体制確立後に於て、現区域の深部化抑制と保安対策に十分な余裕を持つ考え方で、北部区域採掘を検討するため、炭鉱周辺開発試験錐を関係方面に要請の予定である。

4. 細部事項については、別途協議する。

三. 労働条件並びに交渉方式について

1. 労働条件

(1) 北炭社及び石炭新会社の労働条件は現行通り維持する。

(2) 昭和 53 年度は、ベースアップを行わない。

(3)(イ) 昭和 53 年度期末賞与は、大手四社見合額の 50%とする。

(ロ) 昭和 54 年度以降の期末賞与は、その都度協議する。

(4) 石炭新会社へ移籍した者は勤続年数を通算する。

(5) 会社、職組、都連間の諸協定については、石炭新会社はこれを適用する。

2. 交渉方式

(1) 石炭生産部門分離前

職組，都連との交渉方式は従来通りとする。

(2) 石炭生産分離後

職組，都連との交渉方式は，基本方針として石炭新会社が従来の方式を踏襲する。
対応措置については，検討の上，別途協議する。

昭和53年5月10日

北海道炭鉱汽船株式会社

取締役会長 萩原吉太郎

北海道炭鉱汽船職員組合

執行委員長 斉藤伝一

北海道炭鉱汽船株式会社

社員組合都市連合会

委員長 今 健司

(3) 確 認 書

会社と職組，都連とは未払い問題について下記の通り協定する。

記

1. 退職手当

昭和51, 52年度分は昭和53年度末迄に完済し，その後の発生分は昭和55年度末迄に未払い状態を解消する。

2. 第二次長計達成協力金

昭和57年度以降3ヵ年間の分割払とする。但し経営状況好転の場合は早めに支払うよう努力する。

昭和53年5月10日

三者調印

(4) 覚

会社と職組及び都連とは，昭和54年度以降昭和56年度迄の期末賞与に関し，下記の通り覚を取交す。

記

昭和54年度以降昭和56年度末迄の期末賞与については，大手四社見合額の50%とするが，支払い能力に応じて，その都度協議する。

昭和53年5月10日

三者調印

(5) 議 事 確 認

会社と職組並びに都連とは、昭和 53 年 5 月 10 日付会社再建計画見直しに関する協定に関し、下記の通り議事確認する。

記

1. 賃金

(1) 昭和 53 年度のベースアップは行わないが昭和 56 年度の再建計画見直し時点に於て再度協議し昭和 57 年度以降格差是正を行う。なお、経営事情が好転すれば昭和 57 年度に拘らず早期に格差是正について協議する。

(2) 昭和 54 年度以降は従来慣行を尊重する。

2. 未払い問題

(1) 昭和 51 年～52 年の期末賞与格差分は昭和 57 年度以降支払うものとするが、該協定の関連から

昭和 51 年前期期末賞与格差分

昭和 54 年 9 月

昭和 51 年後期期末賞与格差分

昭和 55 年 1 月

〃 52 年前期 〃 〃

〃 55 年 9 月

〃 52 年後期 〃 〃

〃 56 年 1 月

を起算として、銀行 1 年定期預金利子を付する。

昭和 53 年 5 月 10 日

三者調印

18 化成工業所の閉鎖

51 年 10 月 19 日付再建計画協定で化成工業所については「自立のための対策を樹て改善に努力するも収支つぐなわない時には改めて協議する」と、とりきめた。その後化成問題対策委員会を設けその検討をすすめ 52 年度に次の諸対策を実施した。

- 1) ソ連炭の導入による原材費の低減
- 2) 銘柄炭の構成変更、縮少、廃止による採算性の向上
- 3) 人員の自然減毛による合理化と諸経費の節減
- 4) 販路拡大のため地方自治体への要請と副産品の増産
- 5) 直売制による流通経費の節減

このほか検討事項として

- 1) 専用鉄道廃止
- 2) ガスの社外供給
- 3) 高反応コークスの製造

に取組んだが、(1)については、トラックに切替えるための設備改善費が多額になる、(2)は需要先が限定され設備投資が過大となる、(3)は効果はあるが速効性はなく設備投資が多額になる等で実施は出来なかった。

以上の諸対策により年間約1億円の収支改善をみた。しかし、その後もコークスの市況は低迷を続け需要は減少し在庫はふえ、一方で価格の低落に加え輸入価格との値差は拡がり、更に原料炭価格の値上りによって、諸対策をもってしても好転は期待出来ない状態に立ち至った。

52年12月5日特別労使協議会で、会社はこの状態の仮操業を続ければ金融機関の支援は全く得られなくなるとして、53年3月末をもって閉鎖すると提案した。この提案について組合側も北炭の危機乗切りのため3炭鉱の分割自立という重大な時期にあって、今後収支好転の見込がないとすれば閉鎖も止む得ない措置であるとして53年1月18日合意し条件交渉に移行することになった。北炭職組は夕張支部委員会で要求書をまとめ53年2月7日要求書を提出し団体交渉に入った。その結果2月17日閉鎖協力金、その他諸条件について諒解点に達し妥結した。

交渉妥結後2月19日からコークス炉の火を落しはじめ約10日間で終了した。

2月28日午後3時から、コークス炉前で従業員その他多数の関係者が集り閉鎖式が行われ昭和9年開所以来44年間の操業の歴史に終りをつげた。従業員、職員18名、鉱員83名、準備員18名は、夫々社内配転、就職斡旋先に向けて別れを告げた。閉鎖交渉は下記の(1)協定書(職組)、(2)協定書(都連)を結び実施に移された。

○閉鎖協力金

1. 退職者

本給×2.5ヶ月＋1律100,000円

2. 社内配転者

本給×1.0ヶ月＋1律100,000円

3. 福利行事費

108万円(対象18名)を一括組合に支給する。

(1) 協 定 書 (職組)

北海道炭鉱汽船株式会社と北海道炭鉱汽船職員組合とは、化成工業所の閉鎖に関し、下記の通り協定する。

記

1. 閉鎖期日

昭和 53 年 2 月 28 日

2. 雇用関係

- (1) 退職する者の日付は昭和 53 年 2 月 22 日以降とする。
- (2) 坑内勤務を希望する適格者については社内配転する。取扱いとは転勤扱いとする。

3. 就職斡旋

再就職を希望する者に対しては、本人の意向を尊重し、関連会社をはじめとし、他に誠意を以って就職斡旋を行なう。

4. 退職者の取扱い

(1) 退職手当

社員退職手当協定の社務都合退職の取扱いとする。

但し閉鎖後 1 年以内に停年に到達する者については停年の取扱いとする。

(2) 解雇予告手当

平均賃金の 30 日分（税込）を支給する。

(3) 期末手当、年次有給級残日数慰労、帰郷旅費については社務都合退職の取扱いとする。

(4) 福利厚生施設の利用

退職の日より 6 ヶ月間は従来通りの取扱いとする。

(5) 炭鉱離職者臨時措置法の適用については関係官庁に申請する。

(6) 支払い期日

- (イ) 退職手当並びに(3)条件経費の 3 分の 1 を昭和 53 年 9 月までに支払う。
- (ロ) 残額は昭和 54 年 3 月末までに精算する。
- (ハ) 内払金として 1 人当たり 100 万円を限度として支払う。

昭和 53 年 2 月 27 日

北海道炭鉱汽船株式会社

人事部長 後藤義美

北海道炭鉱汽船職員組合

執行委員長 斉藤伝一

(2) 協 定 書（都連）

会社と職組並びに都連とは、当面する危機打開と会社再建のため労使一体となり、下記の緊急対策を実施することを協定する。

記

1. 緊急増産対策

昭和53年2月、3月の危機打開のため、休日出炭を実施する。

具体的には山元で協議する。

2. 計画出炭の確保

会社と組合とは、計画出炭の確保に責任をもち、その達成のための諸対策を相協力して実行し計画出炭の完全確保をはかる。

操業日に於ける計画出炭が未達成の場合は、あらゆる挽回策を講じ計画の達成を計ることとする。

(1) 操業日数の確保

生産計画達成の前提となる操業日数確保のため、会社と組合は相協力し、計画操業（昭和53年度の場合は297日）の確保を計る。

(2) 休日出炭体制の確立

生産計画達成のため、休日出炭体制を確立する。

3. 職責の遂行

作業管理及び職場規律の確立、負傷減少対策並びに出稼向上対策に関し、会社は社員教育を徹底して行い、社員はその職責を遂行する。

4. 厳正な人事管理

上記諸項目の遂行に当り、会社は信賞必罰等厳正な人事管理を実施する。

5. その他

実出勤確保等の取扱いには山元において具体的に協議する。

昭和53年2月7日

北海道炭鉱汽船株式会社

人事部長 後藤義美

北海道炭鉱汽船職員組合

執行委員長 斉藤伝一

北海道炭鉱汽船株式会社

社員組合都市連合会

委員長 今 健司

19 分社に伴う社員の人員合理化

53年5月10日付労使合意調印した修正見直し計画の骨子である生産部門の分離と分社による経営形態の改革によって発生する社員の人員合理化について、53年7月22日会社から北炭職組に対し提案された。提案の内容は、分社による機構、人員計画、就職斡旋、退職並びに移行者の条件であった。

組合側は重要な問題であり機関に諮り対置案をまとめ会社側との交渉に入ったが、双方対立の

促推移していたが、8月下旬頃から該当職場に不安が高まり動揺が起きはじめたため各支部機関で執行部一任をとりつけた。

その後の交渉で代表交渉、トップ交渉をもって問題点をつめた結果、組合側は雇用確保を原則的にとりつけ、又、諸条件についても同意し、9月14日妥結し下記の協定書を結び、調印した。

協 定 書

会社と職組並びに都連とは、修正再建計画実施に伴う退職者の取扱いについて下記の通り協定する。

記

1. 就職斡旋

会社は退職者の希望を尊重し、誠意をもって就職斡旋を行う。

2. 退職諸条件

(イ) 退職手当

社務都合の取扱いとする。

但し、退職当日54才以上の者については停年退職の取扱いとする。

(ロ) 解雇予告手当

平均賃金の30日分を支給する。

(ハ) 再就職促進手当

就職なきまま退職する者に対し本給1ヶ月分を支給する。

(ニ) 期末賞与、年次有給休暇残日数慰労、帰郷旅費については社務都合の取扱いとする。

(ホ) 福利厚生施設の利用

本人の希望に応じ、退職手当等の支払が終了するまで在籍者同様とする。

3. 炭鉱離職者臨時措置法の適用については関係官庁に申請する。

昭和53年9月14日

北海道炭鉱汽船株式会社

人事部長 後藤義美

北海道炭鉱汽船職員組合

執行委員長 木本亮博

北海道炭鉱汽船株式会社

社員組合都市連合会

委員長 今 健司

20 北炭職員組合の解散と協議会の発足

北炭職組第30回定期大会(53.5.7)は見直し再建計画による経営形態の改革に伴い、これに対

応し北海道炭鉱汽船職員組合を解散し各社毎に職員組合を設立し、その上各組合が結集して連合会組織を結成することを可決した。

その後53年10月2日、石炭生産部門の分離に伴って、新会社3社が発足した。北炭職組は第30回定期大会の決定にもとづいて、新組織の結成準備会をもって作業を進めたが、修正見直し再建計画等の取組もあって、新会社発足までに新組織を結成するに至らなかった。

この過程を経て漸く準備も終り、53年11月12日、北炭職員組合の解散大会を開催し39年7月26日結成以来14年の歴史を閉じ、同日新組織の設立を行い名称を北炭職員組合協議会として発足した。

加盟組織は、北炭夕張炭鉱職員組合、北炭真谷地炭鉱職員組合、北炭幌内炭鉱職員組合、北炭空知炭鉱職員組合の4者である。

役員には、議長 木本亮博（幌内非常駐）事務局長 小野博旨（夕張常駐）が選出された。事務局は旧北炭職組の事務局をその俣引継ぎ北炭北寮に置いた。^{注(3)} 北炭職員組合協議会規約は次の30条から成る。

注(3) 規約の30ヶ条は下記の通りである。

北炭職員組合協議会規約

第1章 総 則

(名称及所在地)

第1条 この協議会は北炭職員組合協議会と称し、事務所を札幌市北区北10条西4丁目1番地におく。

(構成)

第2条 この協議会は夕張、真谷地、幌内、空知の各炭鉱会社に組織されている職員組合（以下組合という）を以て構成する。

(目的)

第3条 この協議会は加盟組合の強固なる団結と連帯行動により、職員組合員の労働条件の維持改善、社会的経済的地位向上を図るとともに石炭鉱業の民主的発展を実現することを目的とする。

(事業)

第4条 この協議会は前条の目的を達成するため次の事業を行う。

1. 組合員の労働条件の向上、生活の安定に関する事項
2. 石炭鉱業の発展に関する事項
3. 組合員相互の親睦ならびに文化向上に関する事項
4. 諸団体との連絡提携に関する事項
5. その他必要と認める事項

第2章 機 関

(機関の種類)

第5条 この協議会には大会、委員会（以下委員会という）の機関を置く。

第1節 大 会

(構成及び審議事項)

第6条 大会はこの協議会の最高決議機関であって、役員並に各組合から選出された代議員で構成し、次の事項を審議決定する。

1. この協議会運営の方針

-
2. 予算及び決算に関する事項
 3. 規約変更に関する事項
 4. 役員の送出に関する事項
 5. 解散に関する事項
 6. 会計報告に関する事項
 7. その他重要事項

(種類)

第7条 大会には定期大会と臨時大会とがある。

(招集)

第8条 定期大会は毎年9月議長がこれを招集する。臨時大会は議長が必要と認めた時又は2単位以上の加盟組合から目的を提示して開催要請のあったとき、議長がこれを招集する。

(代議員の選出)

第9条 代議員は各加盟組合毎に組合員50名毎に1名宛選出する。但し端数25名以上の場合は1名追加する。

(開催通知)

第10条 大会の開催日時、場所、議案その他必要な事項は遅くとも大会開催1週間前に各加盟組合に通知する。但し止むを得ない場合はその日数を短縮することができる。

(成立及び議長)

第11条 大会は全組合の出席と代議員定数の4分の3以上の出席がなければ成立しない。大会議長は代議員中より選出する。

(決議)

第12条 大会の決議は出席代議員の過半数の同意を要す。可否同数のときは議長これを決める。

第2節 委員会

(構成及び審議事項)

第13条 委員会は大会から次の大会までの間の決議機関で、役員(会計監査を除く)及び加盟組合から選出された委員で構成し、次の事項を審議決定する。

1. 大会から委嘱された事項
2. 大会決定方針に基づく協議会運営に関する事項
3. その他必要なる事項

(招集)

第14条 委員会は必要に応じ議長がこれを招集する。

(委員の選出)

第15条 委員は加盟組合夫々組合員150名毎に1名宛選出する。更に端数75名以上の場合1名追加する。

(成立)

第16条 委員会は加盟全組合の出席と委員定数の3分の2以上の出席がなければ成立しない。

(決議)

第17条 委員会の決議は出席委員の過半数の同意を要し、可否同数の時は議長これを決める。但し役員には議決権がない。

(議長)

第18条 委員会の議長は出席委員の互選による。

第3章 役員

(構成)

第19条 この協議会に次の役員を置く。

1. 議長 1名
2. 事務局長 1名
3. 会計監査 2名

(任務)

第20条 役員の任務は次の通りである。

-
1. 議長はこの協議会を代表し一切の業務を統轄する
 2. 事務局長は議長の指示を受け事務局を統轄し業務を処理する外議長不在のときは、その業務を代行する。
 3. 会計監査はこの協議会の会計を監査し必要なる会議に出席してその結果を報告する。

(任期)

第21条 役員の任期は1ケ年とし大会に於て改選する。但し再任は妨げない。

(辞任及び補充)

第22条 役員が自己都合その他の事由で辞任するときは大会又は委員会の承認を得なければならない。補充選挙はそれを承認した決議機関で行う。但し役員選出が委員会に於て行われた場合は次期大会の確認を要する。

役員は辞任を承認された後、又は任期が満了した後でも、後任者が就任し業務引継ぎを完了するまでは任務を遂行しなければならない。後任者の任期は前任者の残存期間とする。

(加盟組合機関への出席)

第23条 この協議会の役員は各加盟組合の機関に出席することができる。

第4章 事務局

(設置)

第24条 この協議会の日常業務を遂行するため事務局を置く。事務局規程は委員会の承認を得て定める。

第5章 加入及脱退

(加入及び脱退)

第25条 この協議会に加入及び脱退をしようとする組合は機関の決議書を添えて申込み、委員会の承認を得る。但し次の大会に報告しなければならない。

第6章 救 済

(救 済)

第26条 組合業務遂行のため犠牲を蒙った組合員に対しては、別に定める事務局規程によって救済する。

第7章 会 計

(会計)

第27条 この協議会の経費は会費及びその他収入をもって之に当てる。各加盟組合は組合員1人当月額 円を当月末迄に納入しなければならない。

臨時徴収の必要が生じた場合は、その都度大会又は委員会の決議により徴収する。

(年度)

第28条 この協議会の会計年度は毎年9月1日より翌年8月末迄とする。

(監査報告)

第29条 会計監査の結果は大会の承認を得なければならない。

第8章 附 則

(発 効)

第30条 この規約は昭和53年11月12日より実施する。